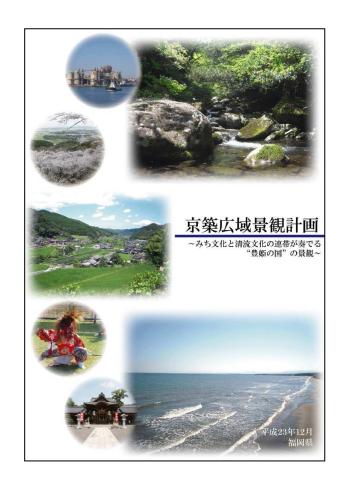
京築広域景観計画 届出の手引き



令和4年4月

福岡県

目 次

第1章	手続きに関する解説	
1	届出が必要な区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	届出が必要な行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)届出が必要な行為(対象行為と適用対象となる基準) ・・・・・・・	2
	(2)通知対象について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(3)届出(通知)の対象外となる行為 ・・・・・・・・・・・・・	11
3	手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1)届出の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(2)通知の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
4	届出に必要な図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1)図書一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(2)様式一覧(様式見本と記入例) ・・・・・・・・・・・・・・	19
5	届出・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(1)受付窓口(お問い合わせ・事前相談・届出窓口) ・・・・・・・	27
	(2)詳細の情報・様式の入手方法 ・・・・・・・・・・・・・・	27
第2章	景観形成基準に関する解説	
1	景観誘導の考え方(一般基準と特定基準について)・・・・・・・・・・	30
2	景域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	適用基準の算定に関する解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(1)敷地と建物等との関係について ・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(2)外壁の色彩面積等の算定について ・・・・・・・・・・・・・	33
4	景観形成基準の一覧 (兼チェックシート) ・・・・・・・・・・・	35
	【山と谷筋の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	【田園と海の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	【住宅・商業街地の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	【工業市街地の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	【景観形成重点地区】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	配慮事項記載シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
5	景観形成基準の解説(景域別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	【山と谷筋の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	【田園と海の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	【住宅・商業市街地の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	【工業市街地の景域】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	【特定基準】みちの軸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	【景観形成重点地区の基準】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

参考:提出書類(様式)

第1章 手続きに関する解説

届出が必要な区域

京築広域景観計画に基づく届出が必要な区域は、京都郡苅田町、同みやこ町、築上郡吉 富町、同上毛町、同築上町の5町の区域です。

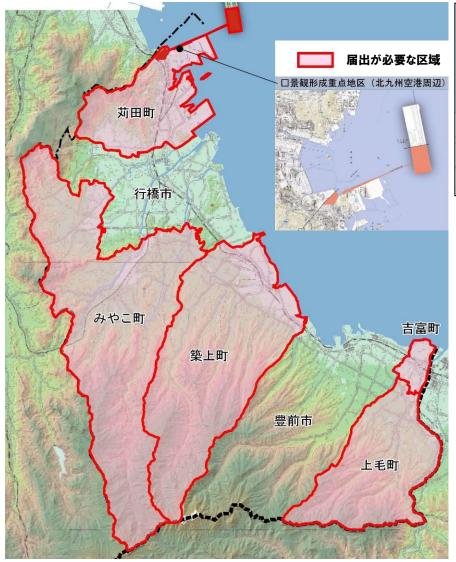
※行橋市、豊前市の区域は、それぞれが景観行政団体であることから、本計画に基づく 届出が必要な区域から除かれます。

京築広域景観計画に基づく届出が必要な区域内で一定規模を超える行為を行う場合は、 「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、あらかじめ行為の届出(国の 機関又は地方公共団体の場合は通知)が必要です。

▼届出が必要な区域

1

▼福岡県における位置





2 届出が必要な行為

(1) 届出が必要な行為(対象行為)

1) 届出(又は通知)が必要な行為と規模

		規模
1	建築物の建築等	
	新築、増築、改築若しくは移	• 建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 ㎡以上(「店
	車五	舗等」*1は 500 ㎡以上)又は高さが 10m以上のもの
	外観を変更することとなる	建築物の延床面積が 1,000 ㎡以上(「店舗等」*1 は 500
	修繕若しくは模様替又は色	㎡以上)又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に
	彩の変更	係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
2	工作物*2の建設等	
	新設、増築、改築若しくは移	• 行為に係る工作物の高さ(建築物と一体となって設置され
	車云	る場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ)が 10m
		以上のもの
	外観を変更することとなる	工作物の高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る
	修繕若しくは模様替又は色	見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
	彩の変更	
3	都市計画法に基づく開発行為	• 行為に係る土地の面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物	• 行為に係る土地の面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの
	の掘採その他の土地の形質の	
	変更	
⑤	外観照明	 延床面積が 1,000 ㎡以上(「店舗等」*1は 500 ㎡以上)
	夜間において一定の期間継続	又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明
	して建築物その他の工作物の	・工作物*2で高さが 10m以上のものの外観について行う照
	外観について行う照明	明

■景観形成重点地区 ※上の表の(3)(4)(5)についても届出が必要となります。

届出が必要な	な行為	対象規模
(1)建築物	物の建築等	全て
(2)工作物	物*2の建設等	
	新築、増築、改築若しくは 移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
	外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの

景観形成重点地区の屋外広告物については、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合する必要があります。

- *1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- *2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。
 - ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、 高架水槽、サイロ及び物見塔
 - 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

■届出等の対象外となる行為

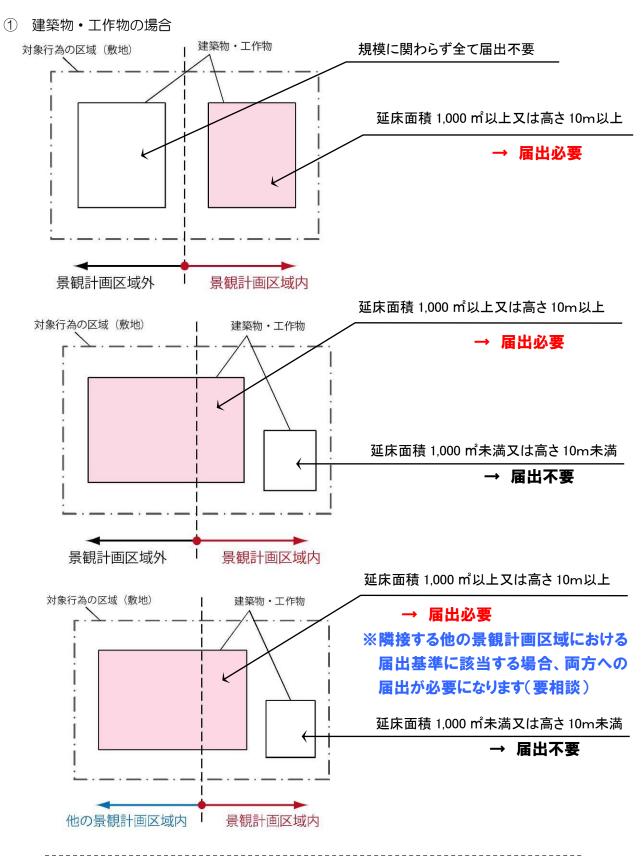
- □通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
 - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 口非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 口景観重要公共施設の整備として行う行為
- 口福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- □文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

【用語の解説】

建	築	物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
延	床面	積	建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。同第4号の「延べ面積」と同義。
高		ОĻ	地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端
			までの最高高さ。
見	付 面	積	建築物(工作物)の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。
新		築	建築物の存しない敷地(更地)に建築物を造ること。
新		設	工作物の存しない敷地(更地)に工作物を造ること。
増		謋	1 の敷地内にある既存の建築物(工作物)の延床面積又は高さを増加させること。
改		築	建築物(工作物)の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続
			いて、これと用途、規模、構造の著しく異ならないものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増
			築扱いとなる。
移		転	同一敷地内で建築物(工作物)を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。
修		輲	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模	様	替	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるよう
			な工事。(例:木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等)
開	発 行	為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

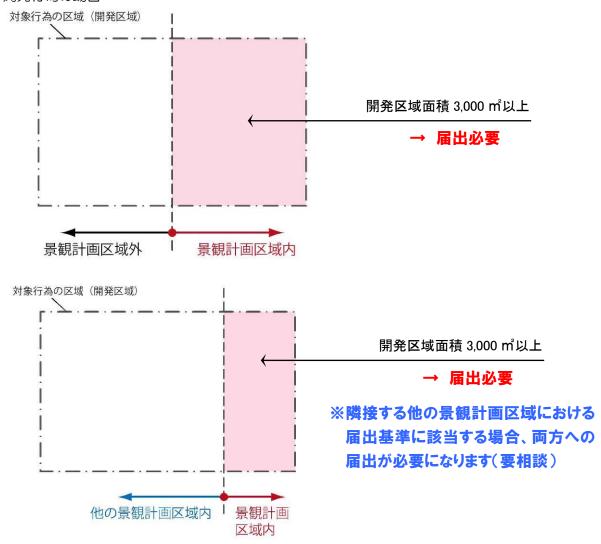
2) 適用の対象となる基準(詳細)

行為が本景観計画区域内外にまたがる場合

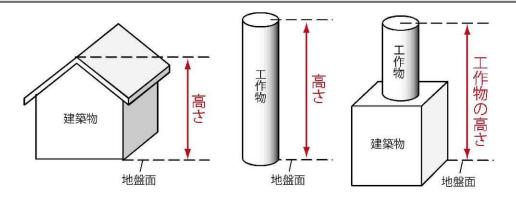


※延床面積 1,000 ㎡以上とは、棟単位での扱いとします。従って、敷地内に複数の 建築物を増築する場合における各棟の合計面積ではありません。

② 開発行為の場合



建築物又は工作物の高さの基準



※地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端までの最高高さとします。

建築物の屋上や壁面に設置する工作物の取り扱いについて

建築物に設置する工作物の最高高さが地盤面から10m以上のものは届出対象。

- ■建築物本体に付属する設備類(避雷針、テレビアンテナ等)
 - ・工作物にも建築物にも該当しない軽微なものとして届出不要。

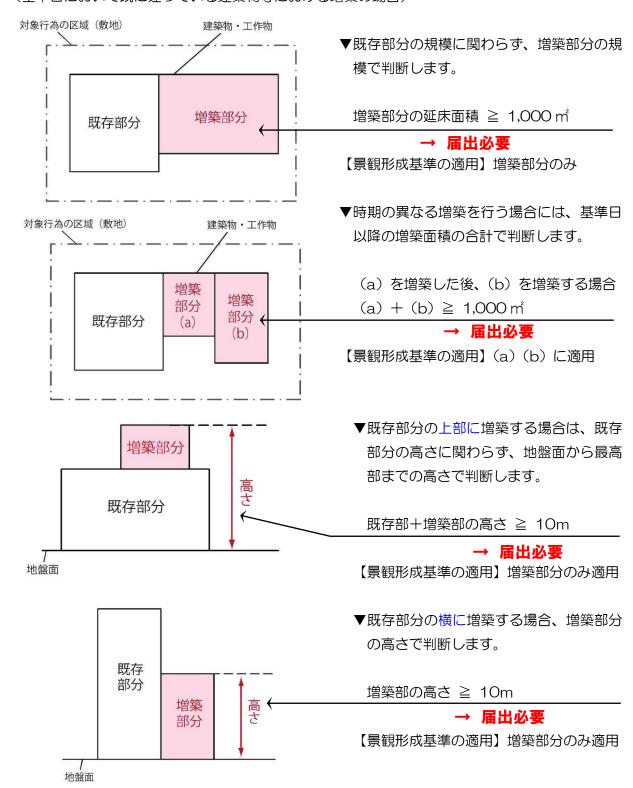
建築物又は工作物の増築

(広域的な景観への影響が大きな行為として、増築部分の規模については以下の取り扱いとします)

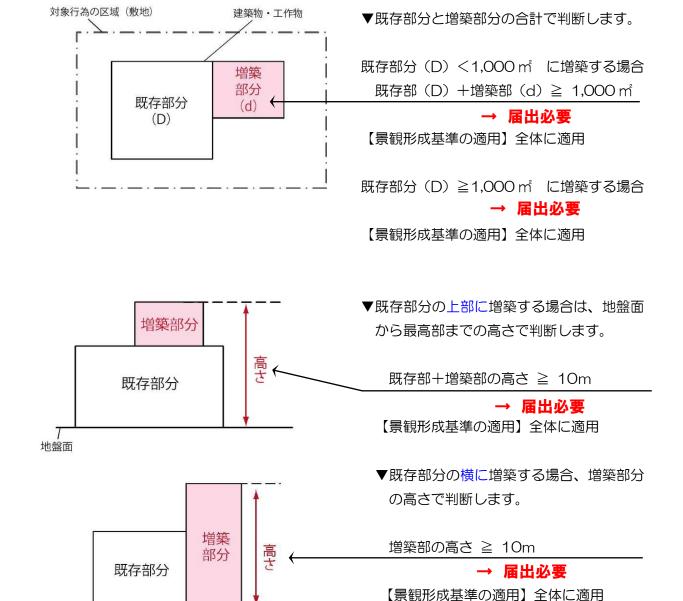
① 同一棟において増築する場合(基準日における既存部分の状況により届出の可否が異なります) ※基準日とは、「京築広域景観計画」の施行日(平成24年4月1日)です。

A) 既存部分が基準日前のものである場合の増築

(基準日において既に建っている建築物等における増築の場合)



B) 既存部分が基準日後のものである場合の増築



② 別棟として増築する場合

地盤面

増築部分が延床面積 1,000 ㎡以上または高さ 10m以上の場合

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部のみ適用

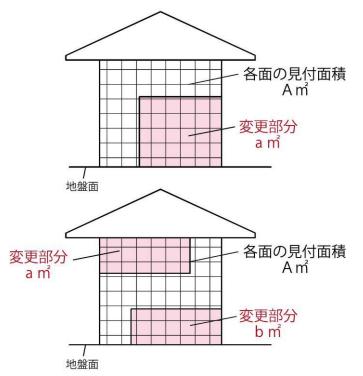
- ※ 増築行為において届出基準に該当しない場合でも、<u>増築に伴い外観変更を生じる場合</u> には、外観変更に関する届出が必要となる場合があります。
 - → 参照「建築物又は工作物の外観変更(P9)」

建築物又は工作物の外観変更

延床面積 1,000 ㎡以上の建築物、又は高さ 10m以上の建築物及び工作物で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる見付面積が、各面の見付面積の 1/2 以上の場合

→ 届出必要

※届出基準は、当該行為を行う面で判断します(すべての面の合計ではありません)。



 $a \ge A/2$ の場合 $(a+b) \ge A/2$ の場合

→ 届出必要

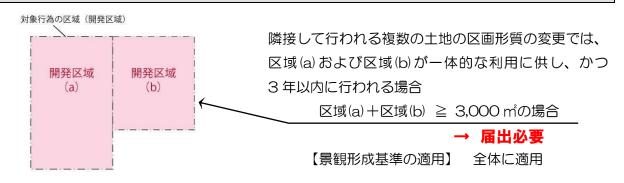
- ※ 基準日後に外観変更をする部分が、各面において合計して 1/2 以上となる場合も届出が必要になります。
- ▼既存部分が基準日の前後により、景観形成 基準の適用範囲が異なります。

【景観形成基準の適用】

既存部分が基準日前:変更部分のみ適用

既存部分が基準日後:全体に適用

開発行為等



開発行為等の取り扱いについて

基準日*以降、隣近接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供し、かつ 3 年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準(福岡県)」に準じ、一体 の開発行為として扱います。

行為の合計面積が届出対象規模となった時点で届出が必要となります。

「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」も同様です。

※基準日:「京築広域景観計画」施行日(平成24年4月1日)

(2) 通知対象について

通知の対象となる主な行為(例)は、下記に示すとおりです。

行 為(例)	通知対象となる規模等の考え方			
砂防ダム・治山ダムの建設等	地上部分が 10m以上の場合(工作物の建設等)			
河川の護岸改良等	行為に係る面積が3,000 ㎡以上の場合(土地の形質の変更)			
急傾斜地の崩壊対策等	扱う法面の面積が3,000 ㎡以上の場合(土地の形質の変更)			
道路の新設、拡幅等	扱う土地の面積が3,000 ㎡以上の場合(土地の形質の変更)			
	橋梁の高さが 10mを超える場合(工作物の建設等)			
	10m以下の部分の変更(補修や改良等)であっても通知が必要。			
橋梁の建設等	「			
カントリーエレベーター、 畜舎等の建築等	 1,000 ㎡以上又は 10m以上の場合(建築物の建築等) 			
圃場整備、土地改良、	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が3,000 ㎡以上			
農地造成等	(土地の形質の変更)			
農道、林道の整備等	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が3,000 ㎡以上			
辰心、怀心の走哺守	(土地の形質の変更)			
県営住宅や学校等の建築等	届出が必要な行為の建築物の建築等と同規模			

- ※ 外壁等の色彩の変更についても通知の対象規模に該当する場合は通知の対象となります。
- ※ 上記事項が全ての通知対象事業を包括しているわけではありませんので、不明な点がある場合には、福岡県都市計画課にお問合わせください。

(3) 届出(通知)の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出(または通知)の必要はありません。

(以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を表します)

□通常の管理行為、軽微な行為その他の行為(法第 16 条第 7 項第 1 号)

- ▽地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等(法第16条第7項第1号)
- ▽仮設の工作物の建設等(建築物は仮設であっても通知が必要)(令第8条第2号)
- ▽法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(安全上、防災上、管理上などから規格や仕様が決まっているもの。)(令第8条第4号イ)
- ▽農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置(令第8条第4号ハ(3))

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為(法第 16 条第 7 項第 2 号)

□景観重要公共施設の整備として行う行為(法第 16 条第 7 項第 4 号)

▽京築広域景観計画では、景観計画区域内の公共施設のうち良好な景観形成に重要なものについて、管理者との協議を経た上で、「景観重要公共施設の整備に関する事項」(景観法第8条第2項第5号ロ)を定めています。景観重要公共施設(P12~14 参照)は、景観計画の整備方針に沿って事業実施されることから、通知の手続きは除外されています(同法第16条第7項第5号)。

(対象となる景観重要公共施設名および位置:P12~14参照)

□文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為(令 10 条第 3 号)

□福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置(令第 10 条第 4 号)

▽景観形成重点地区の屋外広告物については、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に適合する必要があります。

□その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。(事前相談が必要です)

▽山間地において行う行為等で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良(大規模な形質変更を伴わないものに限る。)に該当するもの

▽定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出(又は通知)において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

• 定型的に行われる行為:複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設す

る場合(例:栽培施設、排水施設、防霧防雪施設等)

・定例的に行う行為 : 同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の

行為を繰り返し行う場合(例:祭りや観光イベント、生業

のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等)

※これらは、最初に全体計画を届出(又は通知)し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出(または通知)を要しないものとします。それ以外は、工区できたくは年次ごとに届出(又は通知)を必要とするものとします。

(参考:景観法に基づく景観重要公共施設)

▼対象施設

分類	施設名•路線名	管理者	該当地域
道路	一般国道 10号	国	苅田町、みやこ町、上毛町、 築上町
	一般国道 201 号	国	苅田町、みやこ町
	一般国道 496 号	県	みやこ町
	東九州自動車道	西日本高速道路㈱	苅田町、みやこ町、上毛町、 築上町
	椎田道路	西日本高速道路㈱	みやこ町、築上町
	主要地方道豊前万田線	県	上毛町
	主要地方道 吉富本耶馬溪線	県	吉富町、上毛町
	主要地方道 門司行橋線	県	対田町
	主要地方道犀川豊前線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道行橋添田線	県	みやこ町
	主要地方道椎田勝山線	県	みやこ町、築上町
	主要地方道 苅田採銅所線	県	対田町、みやこ町
	一般県道福土吉富線	県	上毛町
	一般県道新北九州空港線	県	対田町
	一般県道寒田下別府線	県	築上町
河川	1級河川山国川	国	吉富町、上毛町
	1級河川友枝川	県	上毛町
	2級河川長峡川	県	対田町、みやこ町
	2級河川今川	県	みやこ町
	2級河川祓川	県	みやこ町
	2級河川城井川	県	築上町
	2級河川佐井川	県	吉富町、上毛町

▼位置図(地域別)

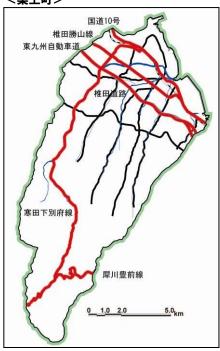
(景観重要道路)



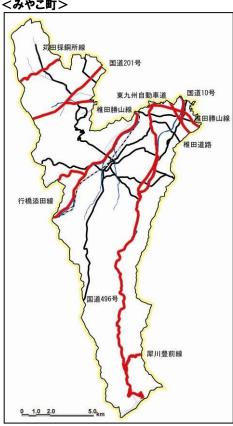
<苅田町>



<築上町>



<みやこ町>



<上毛町>



<吉富町>



<対象となる施設>

一般国道 10号、一般国道 201号、一般国道 496号、東 九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地 方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道 犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山 線、主要地方道苅田採銅所線、一般県道福土吉富線、一般 県道新北九州空港線、一般県道寒田下別府線

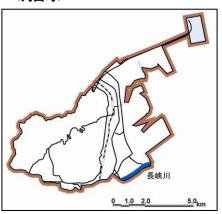
<u>;</u>

▼位置図(地域別)

(景観重要河川)



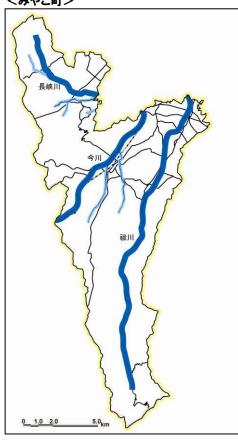
<苅田町>



<築上町>



<みやこ町>



<上毛町>



<吉富町>

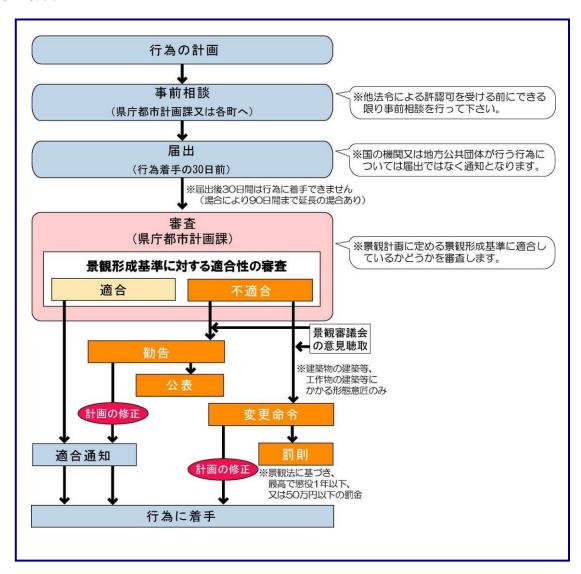


<対象となる施設>

- 1級河川山国川、1級河川友枝川、2級河川長峡川、
- 2級河川今川、2級河川祓川、2級河川城井川、
 - 2 級河川佐井川

3 手続きの流れ

(1) 届出の場合

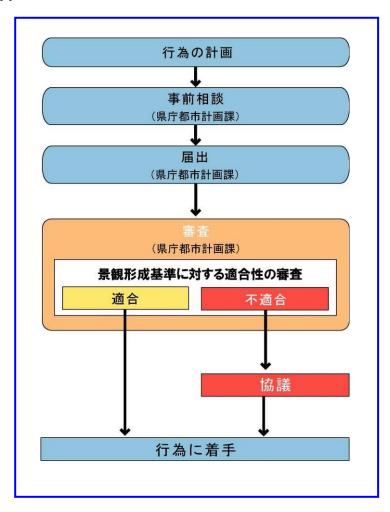


- ■この届出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、都市計画法に基づく開発許可、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可等、他法令に基づく許可又は処分が必要な行為は、従来どおりの申請又は届出等の手続きが必要です。
- ■行為の届出をしなかったり、虚偽の届出を行ったり、行為の着手の制限期間内に行為に着手した 者は、景観法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることもあります。

行為の着手の制限について

- ・行為の届出をした者は、県が届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る 行為に着手することができません。
- ・実地検査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90 日まで延長することがあります。
- ・届出をしてから30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。

(2) 通知の場合



4 届出に必要な図書

(1) 図書一覧

① 提出書類

- □ 行為の届出書(様式第1号)又は行為の通知書(様式第2号)
- □ 当該景域の基準一覧チェックシート(P35~45 のうち、該当する景域の表中の□にチェックマーク V を記入したもの)
- □ 配慮事項記載シート (P46)
- □ 添付図書(下記、一覧表を参照)
- □(代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合)委任状

② 必要部数

正1部 副1部 写し1部

③ 添付図書(一覧)

行為の 種類	[]	図書の種類	記載内容	備考
	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺 状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	•縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を 示す写真		・カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
建築物の建築等・工作物の建設等	配置図	・敷地内における建築 物又は工作物の位 置及び外構緑化を 表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は 工作物と既存の建築物 又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路 の位置及び幅員 5.植栽の位置、種類 6.外構施設の位置、材料、 高さ 7.現況写真の撮影位置	·縮尺 1/100 以上
等 ————————————————————————————————————	立面図	・彩色が施された 立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋外設備、屋 根、軒等の位置及び形 状 3.壁面及び屋根の仕上げ 材料、色彩	・2 面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・彩色及びマンセル値 を表示
	その他の 図書			・必要に応じて適宜

行為の	3	図書の種類	記載内容	備考
_ 種類 _	周辺見取図	・行為を行う土地の区域を表示する図面	1.方位 2.道路	-縮尺 1/2,500 以上
		以で衣小りる凶山	2.垣昭 3.目標となる地物	
			4.行為の位置	
	現況図	区域内及び周辺状況	1.方位	·縮尺 1/2,500 以上
開		を表示する図面	2.行為の区域	,,,,,
発			3. 周辺の土地利用の	
行 為			状況、地形	
土			4.隣接する道路又は水路	
地			の位置及び幅員	
形			5.現況写真の撮影位置	
開発行為・土地の形質の変更等			及び方向	
変	現況写真	・区域及び周辺状況を		・カラー写真2枚以上
サ	=1 m m	示す写真	1 + L	(カラーコピー可)
,,	計画図	・設計図又は施行方法 を明らかにする図面	1.方位 2.行為の前後の断面図	•縮尺 1/100 以上
		でいりかってもの区面	2.17点の前後の断面区 3. 設置する施設等の	
			位置、種類、規模	
			4.植栽等の位置、種類、	
			規模	
	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺	1.方位	·縮尺 1/2,500 以上
		状況を表示する図面	2.道路	
			3.目標となる地物	
			4.行為の位置	
建	現況写真	・敷地及び周辺状況を		・カラー写真 2 枚以上
建 築 物		示す写真	. 4.11	(カラーコピー可)
又	配置図	・敷地内における建築	1.方位	·縮尺 1/100 以上
は		物又は工作物の位 置を表示する図面	2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は	
作		但で次小りの四回	工作物と既存の建築物	
りつ			又は工作物の位置	
外			4.隣接する道路又は水路	
能に			の位置及び幅員	
つい			5.現況写真の撮影位置	
又は工作物の外観について行う照明	立面図	外観照明を設置する面	1.各面の方位及び寸法	•縮尺 1/50 以上
5		の	2.開口部、屋根、軒等の	
明明		立面図	位置及び形状	
			3.壁面及び屋根の材料	
			4.照射位置、照射方法、照	
	スの生女		明の種類	必再に広じて海南
	その他参考 図書			必要に応じて適宜
	凸盲			

[※]行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

(2) 様式一覧(様式見本と記入例)

① 行為の届出書(様式第1号) 様式第1号(第11条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の届出書								
					年		月	日
福岡県知事 殿	知 事 殿 届出者							
)E	自田石 住所				
	11171							
	氏名							
				法人そ	の他の団体にあってはその名	3称、	主た	Q.
				る事務	所の所在地及び代表者氏名		ل	
				(記名打	押印又は署名)			
				電話番号				
景観法第16条第一	1 項(第 2 項) 「	の規定に	より、阝	関係図書で	を添えて次のとおり届け	出ま	きす。	
景観計画の名称					景観計画			
行為の場所	地名·地番		市・郡 町・村				番地	P
	地域の別・	景域の別			の景域・軸			
		特定基準						
		の別						
	□建築物の建築等 □工作物の建設等							
	□開発行為				目的			
- V - TT NT	□土地の形	質の変更						
行為の種類	口木竹の植							
	口物件の強							
	□水面の埋							
	□外観につ	200	0.000					
行為の期間	着手予定	年	月	日				
他法令の許可等	完了予定	年	月	日				_
他从中的开门中								
変更の場合	変更箇所							
	変更内容							
※受付年月日	※処理欄				※勧告又は変更命令の	年月	日	

(注 1) 該当の□内にチェックしてください。 (注 2) ※欄には記入しないでください。

	3	届出	対象行為の)種類及び	が設計又は	施行方法			
	用途	<u>È</u> ()
	□親	斯築 様替	□増築 □色彩の	□改築 変更	□移転	□撤去	□外観	を変更す	する修繕・
│ │ □ 建築物				届出	出部分	既存	部分		計
	規	延床	面積		m		m²		m³
	模	全体	見付面積		m [*]		m²		m²
	1,7	高さ	•		m		m		m
	種类	真又は	は用途()
□工作物	200000000000000000000000000000000000000	新設 集替	□増築 □色彩の	□改築 変更	□移転	□撤去	□外観	を変更す	する修繕・
山土1F10		盲	うさ	届出	部分	既存	部分		計
			m		m		m		m
□開発行為	開多	能面積	Ę		*	m²			
□土地の形質の変更		上地 <i>の</i> その他	D開墾 □ 也(土石の採	取 □鉱	物の掘採)
	開多	能面積	Ę			m³			
□木竹の植栽又は伐	□キ	直栽	口伐	採					
採	面積	責				m [*]			
□物件の堆積	物件	‡の種	類()
日初件の堆積	高さ	<u>z</u>				m			
□水面の埋立て又は	□ţ	里立て		拓					
干拓	面積	責				m [*]			
	口弦	建築物	勿について	建築物	の高さ			m	
	行	照明	1	建築物	の延床面積	責		m²	
□外観について行う	□工作物について			工作物	の種類()
照明	行う照明 工作物の高さ					m			
	照明	月方法	ξ (10E)
景観形成のため特に 配慮した事項									

記入例

様式第1号(第11条関係)

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を 行う場合は委任状(様式任意)を添付

(表)

(新規)・変更)

		行	為の届出書						
福岡県知事 殿			届出者			平成 2 4 3 者が複数の 所氏名を明:	場合は	別紙(様式	
			住所	00	一市の	〇町123	- 4 5/.	7/	
			氏名			000	7 7		
						200 役OO O	0		
			[法人	その他の	つ団体に	こあってはその	の名称、	主た	
			る事	務所の所	f在地 <i>及</i>	なび代表者氏名	名		
			_	3押印3					
			電話者	番号 (0 1 2	-345-	6 7 8	9	
景観法第16条第	1項(第2項)	の規定に	より、関係図書	書を添え	えて次	のとおり届	け出ま	す。	
景観計画の名称			京築広域		景観	計画			
	地名·地番	00	市 ·郡 C	00	町一木	+ 00	番地	他〇筆	
行為の場所	地域の別	景域の別	田園と海	Q	景域・	軸・景観刑	》成重点	ā地区	
	1019(07万)	特定基準 の別	みちの軋	曲(県道	100	○線)			
行為の種類 本計画の届出	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	建築等 口	工作物の建設	等		該当がなりを記入	い場合に	は、「無し	J
対象行為は、木	☑開発行為			目	的				
竹の植栽又は 伐採、物件の堆	□土地の形	質の変更			店舗ス	及び共同住	宅新築(かため	
積、水面の埋め	□木竹の植								
立て又は干拓 は除きます	□物件の堆		ı 	(行為	が複数の場	 温合は全	҈体の	
(P2 参照)	. 1	立て又は干: いて行う照	• • •			日と完了日			
行為の期間	着手予定	2 4 年	5月 1日	3		ー 該当が を記入	ない場	合は、「無	し」
1] 荷贝州间	完了予定								
他法令の許可等		月発許可申請中、 53条許可済	建築確認申請中、	大規模小	卜売店舗	立地法届出済、 など			
変更の場合	変更箇所					請済み、申記 状況を記入	清予定		
	変更内容				ı пн v)			ノ 	
※受付年月日	※処理欄			※勧	告又日	は変更命令(<u></u> の年月1	∃	

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

	届出対象行為の種類及び設計又は施行方法									
		用途	金(店舗及び共	同住宅)
			新築 様替	□増築 □ □色彩の3	 □ 改築 変更	□移転	□撤去		見を変更する 記第 2 位未満り	
	☑建築物				1	 出部分	既有	字部分		
	1	規	延床	 F面積		234. 56 m²		m		. <mark>56 m</mark> ²
	I	1#	全体	 見付面積	-	789.01 m²		m	789	. 01 m ²
抽	上からの高さ(P5参照)	模	高さ	2		9.87 m		m	9	. 87 m
-0-		種类	頁又は	は用途()
	□工作物		新設 様替	□増築 □色彩の変		□移転	□撤去	□外観	見を変更する	修繕・
	1		岸	 高さ	届出	台部分	既存	部分	計	
	1			m		m		m	1	m
	☑開発行為	開多	芒面 積	ŧ	6543.	21	mi		•	
	□土地の形質の変更		土地 <i>0</i> その化		土石の採	取 口鉱物	物の掘採)
	1	開発面積 m ^d								
	□木竹の植栽又は伐	□ᡮ	直栽	□伐拮	 采				*計画の届出	
	採	面和	責				m²	3	対象行為は、木	
		物件	+の種	重類(1	対解、物件の堆 責、水面の埋め)
	□物件の堆積	高さ	Ā				m	:	なて又は干拓 は除きます	
	□水面の埋立て又は	□ţ	里立て	C □干排	石				(P2 参照)	
	干拓	面积	責				m [°]			
		₩3	建築物	勿について	建築物	の高さ	9	9. 87	m	
		行う照明 建築物の延床面積 1234.56						m ^²		
	☑外観について行う		工作物	勿について	工作物	の種類()
	照明	行	5 照明	∄	工作物	の高さ			m	
		照明方法(外壁正面に5ヶ所のハロゲンランプを設置))		
	景観形成のため特に 配慮した事項	① ② ③	[記載例] ※景観形成基準に対してどのように配慮したかを必ず記載する。 ① 外壁吹付け材の色を薄いクリーム色とした。 ② 屋根の形状は勾配屋根とし、色は薄い茶系統とした。					~		

② 行為の通知書(様式第2号) 様式第2号(第11条関係)

(新規・変更)

		行	為の通知	書		-		_	
福岡県知事 殿						年	月	日	
		通知者							
			ſ	È所					
			Ī	個体名					
			_	5.54 TV 1	-				
早知计签 1 6 冬签 1	- 項の担党に			話番					
Ne-parameters and the second s	り切り兄とに	より、関係	凶音を添え		のとおり通知します。				
景観計画の名称 					景観計画				
	地名·地番		市・郡		町・村		番均	<u>t</u>	
行為の場所	地域の別	景域の別			の景域・軸				
	1世域の方向	特定基準 の別							
	□建築物の	建築等 🛚	工作物の	建設等					
	□開発行為				目的				
	□土地の形	質の変更							
行為の種類	口木竹の植								
	口物件の強								
	□水面の埋								
	□外観につ								
行為の期間	着手予定 完了予定	年 年	月 月	日日					
他法令の許可等	元」アル								
18/2 (1991) 14									
変更の場合	変更箇所								
	変更内容								
※受付年月日	※処理欄				※協議の年月日				

(注1) 該当の□内にチェックしてください。 (注2) ※欄には記入しないでください。

	S 8 0	通知	対象行為の	種類及び	設計又は	施行方法			
	用途	<u>全</u> ()
	□親模様	新築 様替	□増築 □色彩の変	□改築 変更	□移転	□撤去	□外観る	を変更す	る修繕・
□建築物	+8			通失	叩部分	既存	部分	Ī	†
	規	延戌	面積		m [*]		m³		m²
	模	1,000 00	見付面積		m [*]		m [*]		m²
	100000000000000000000000000000000000000	高さ			m		m		m
	種类	真又に	t用途(—————)
□工作物		新設 集替	□増築 □色彩の変	□改築 変更	□移転	□撤去	□外観る	を変更する	る修繕・
L 1 F 1%		層	高さ	通知	1部分	既存	部分	Ī	i l
			m		m		m		m
□開発行為	開多	能面積	Ę			m²			
□土地の形質の変更		□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()	
	開多	能面積				m²			
□木竹の植栽又は伐	□ᡮ	直栽	□伐拮	采					
採	面積	責				m [‡]			
□物件の堆積	物件	‡の種	類()
	高さ	<u>z</u>				m			
□水面の埋立て又は	Πţ	里立で	二 口干排	石					
干拓	面積	責				m [*]			
	□致	建築物	勿について	建築物	の高さ			m	
	行	5 照り	1	建築物	の延床面積	責		m [*]	
□外観について行う 照明)	
	行う照明 工作物の高さ m					m			
	照明	照明方法())	
景観形成のため特に 配慮した事項									

記入例

様式第2号(第11条関係)

(表)

行為の通知書

平成24年 4月 1日

(新規)・変更)

福岡県知事 殿

通知者

住 所 福岡市博多区東公園 7-7 団体名 福岡県〇〇部〇〇事務所長

電話番号 092-643-〇〇〇

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

景観計画の名称			京築広域	景観計画
	地名·地番	〇〇町大字	≅○○100-99 番均	也 他 10 筆
行為の場所	地域の別	景域の別	田園と海	の景域を軸・景観形成重点地区
		特定基準 の別		
	□建築物の	建築等 口	工作物の建設等	
	□開発行為 土地の形			目的
行為の種類	□木竹の植 □物件の堆			・河川改修のため
	□水面の埋	位 立て又は干打 いて行う照		
行為の期間		平成244	手 5月31日 手 1月31日	
他法令の許可等	県立自然公	園特別地域(の許可済	
変更の場合	変更箇所			
交叉の物口	変更内容			
※受付年月日	※処理欄			※協議の年月日

(注1) 該当の□内にチェックしてください。 (注2) ※欄には記入しないでください。

		通知	対象行為の	種類及び	が設計又は	施行方法			
	用道	<u>余</u> ()
		新築 様替	□増築 □色彩の3		□移転	□撤去	□外観る	を変更す	- る修繕・
□建築物				通知部分 既存部		部分		計	
	規	延月	下面積		m [*]		m [*]		m²
	模	全位	基見付面積		m [*]		m²		m [*]
		高さ	<u>z</u>		m		m		m
	種类	質又に	は用途()
□工作物	1	新設 様替	□増築 □色彩の3		□移転	□撤去	□外観る	を変更す	る修繕・
		Ī	高さ	通知	0部分	既存	部分		計
			m		m		m		m
□開発行為	開多	発面積	± Ę			m [*]			
☑±地の形質の変更	/		の開墾 □: 也(切土に。)		
	開多	開発面積 7,700.00 ㎡							
□木竹の植栽又は伐	□#	直栽	□伐扫	采					
採	面和	責				m [‡]			
□物件の堆積	物件	牛の種	重類 ()
口物件00堆價	高高	<u> </u>				m			
□水面の埋立て又は	□±	埋立っ	て □ 干 :	拓					
干拓 	面和	責				m²			
	□ 3	建築物	勿について	建築物	の高さ			m	
	行	う照り	月	建築物	の延床面積	責		m¹	
┃□外観について行う		工作特	勿について	工作物	の種類()
照明	行	う照り	月	工作物	の高さ			m	
	照明	照明方法()	
景観形成のため特に 配慮した事項		照明方法() 護岸には緑化ブロックを使用する。 防護柵の色彩は、周囲の景観に配慮し、グレーベージュを使用する。					する。		

5 届出•相談窓口

届出等に関するお問い合せや事前相談は、下記の窓口へお願いします。

(1) 受付窓口(お問い合わせ・事前相談・届出窓口)

■お問い合わせ・事前相談・届出窓口・審査

	担当課		連絡先
		住所	福岡市博多区東公園 7-7(〒812-8577)
福岡県	都市計画課	電話番号	092-643-3712
	(建築都市部)	FAX	092-643-3716
		E-mail	toshi@pref.fukuoka.lg.jp

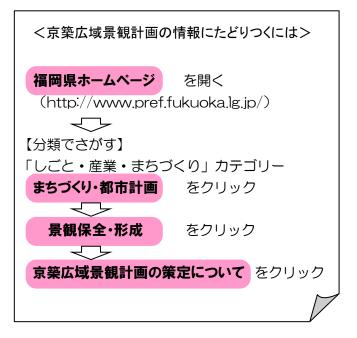
■お問い合わせ・事前相談・届出窓口

	担当課	住 所	電話番号
苅田町	都市計画課	(〒800-0392) 京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-434-6521
みやこ町	都市整備課	(〒824-0892) 京都郡みやこ町犀川本庄 646 番地	0930-42-6007
吉富町	建設課	(〒871-8585) 築上郡吉富町大字広津 226 番地 1	0979-24-4073
上毛町	企画情報課	(〒871-0992) 築上郡上毛町大字垂水 1321-1	0979-72-3112
築上町	都市政策課	(〒829-0392) 築上郡築上町大字椎田 891-2	0930-56-0300

(2) 詳細の情報・様式の入手方法

- ① 窓口で入手する
 - ■県庁都市計画課
 - ■(1)記載の各町の窓口
- ② データで入手する
 - ■福岡県ホームページからダウンロード (URL)

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/ keichiku-keikan.html



第2章 景観形成基準に関する解説

景観誘導の考え方(一般基準と特定基準について)

▼景観形成基準のイメージ

◆一般基準

1

同じような景観特性をもつ「景域」 に区分された領域ごとに定める基準 です。面的に定めた景観誘導により、 地域全体の景観の向上を図ります。

◆特定基準

広域的に連続する景観を保全・形成 するため、一般基準に加え、特徴を活 かした良好な景観を誘導していくた めに定める基準です。

◆景観形成重点地区

重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区を『景観形成重点地区』として指定し、建築物・工作物等に対してよりきめ細やかな基準を定め、街並みの景観の向上を図ります。



一般基準による景観形成 (一定規模以上の行為に対し、全体をカバーする緩やかなルール)



特定基準による景観形成 (広域的に連続する景観を保全・ 形成するルール)



景観形成重点地区の指定による景観形成 (景観上重要な地区の景観の向上を図る きめ細やかなルール)

■一般基準とは?

- 京築地域において同じような景観特性をもつエリアを「景域」として 4 つに区分し、その景域ごとに定める景観形成のための基準です。
- ・京築地域としての広域的な景観形成にむけ、全体をカバーする緩やかなルールに基づき、地域全体の景観の保全・向上を図っていくことを目的としています。

■特定基準とは?

- 特定のエリアを対象に、一般基準に上乗せする景観形成のための基準です。
- ・京築地域における特徴ある景観形成に向け、地域内外をつなぐ主要な幹線道路の沿道において、広域的に連続する景観の保全・形成を図っていくことを目的としています。

【対象範囲】

区分	みちの軸
対象範囲	道路端から 30mの範囲
対象施設	一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線

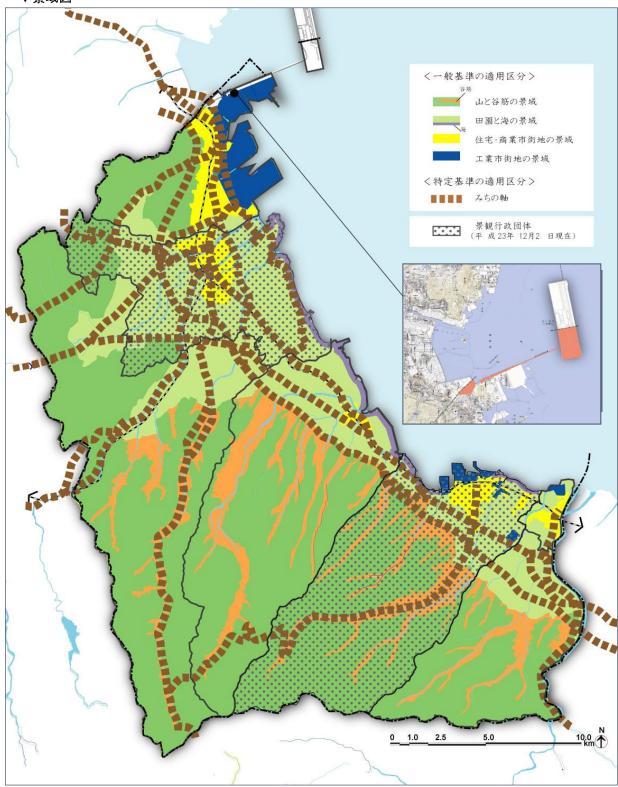
■景観形成重点地区とは?

・重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区を『景観形成重点地区』として指定し、 建築物・工作物等に対してよりきめ細やかな基準を定め、街並みの景観の向上を図っていく ことを目的としています。

2 景域図

詳細は、県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/keichiku-keikan.html)若しくは県(都市計画課)又は各町の窓口に設置している図面で確認できます。(窓口一覧は、P27をご参照ください)

▼景域図

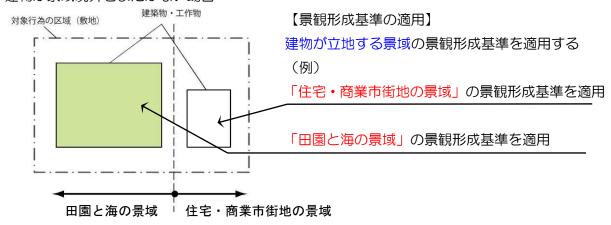


3 適用基準の算定に関する解説

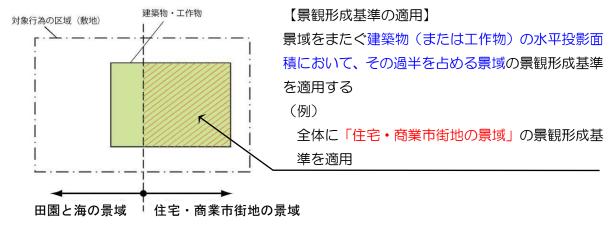
(1) 敷地と建物等との関係について

行為が複数の景域にまたがる場合(一般基準の適用範囲について)

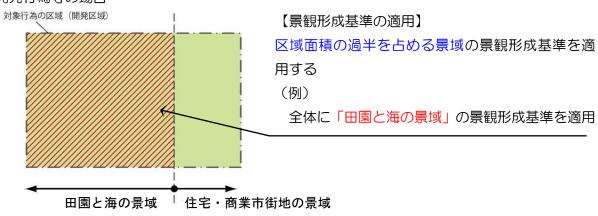
- ① 建築物・工作物の場合
 - ▼建物が景域境界をまたがない場合



▼建物が景域境界をまたぐ場合



② 開発行為等の場合



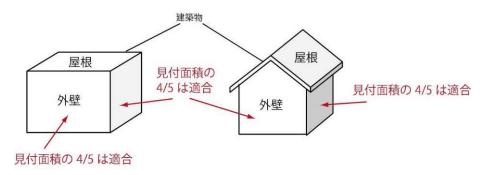
※特定基準の適用範囲

行為の一部が特定基準の適用区域内に該当する場合には、行為全体に特定基準を適用します。

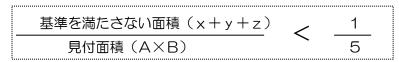
(2) 外壁の色彩面積等の算定について

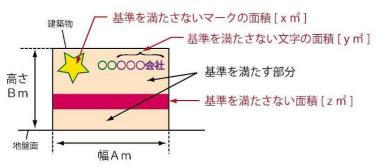
外壁の各面における見付面積の 4/5 以上は、それぞれの景域で定められている【環境色彩基準(参照: P35~45 の景観形成基準一覧)】に適合する必要があります。

(基調色に適合しない色の使用は、各面において 1/5 未満でなければなりません。)

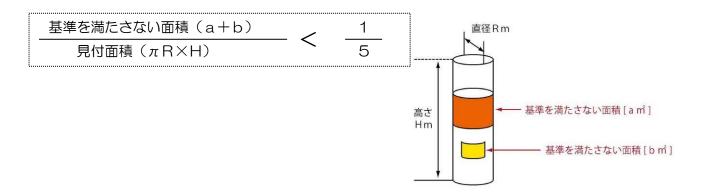


▼各面における適合判定



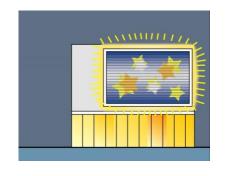


▼円筒形の建築物・工作物における適合判定



▼電光掲示板や色の変化を伴うきらびやかな照明について

電光掲示板や色の変化を伴うきらびやかな照明については、 基調色に適合しないものとみなします。



(参考)マンセル表色系とは?

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、京築広域景観計画では、JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相(しきそう)」 「明度(めいど)」「彩度(さいど)」の3つの尺度を 組み合わせて表します。

■色相とは?

いろあいを表します。10種の基本色、赤(R)、 橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、 青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、 さらにそれを10等分します。10色相のアルファ ベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Y などのように表記します。

■明度とは?

明るさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が 大きくなり、10 に近くなります。

■彩度とは?

鮮やかさの度合いを数値で表します。色味のない 鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大 きくなります。また、黒、グレー、白などの無彩色 はNで表します。

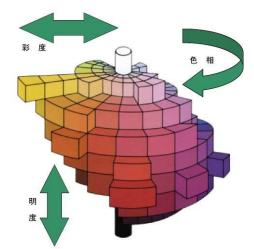
■マンセル記号とは?

「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、「5YR6/4」のように表記し、「ご ワイアール ろく の よん」と読みます。

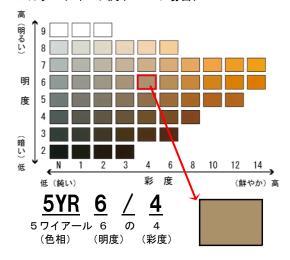
無彩色には彩度が無いため、「N4」と明度の数値で表記し、「エヌ よん」と読みます。

▼マンセル色立体





▼カラーチャート例(5YR の場合)



景観形成基準の一覧 (兼チェックシート)

※届出の際には、P35~45 のうち該当する景域のチェックシート(基準一覧)の表中の口にチェック ✓ を記入したもの、およびP46の配慮事項記載シートに配慮事項を記入したものが必要になります。

■景域ごとの基準の見方について

4

届出対象行為の場所の条件に基づき該当する基準内容を判断する

- A. 景域ごとの「一般基準」が適用される
 - → 基準一覧の「一般基準」における全項目を順守
- B. 景域ごとの「一般基準」+「特定基準」が適用
 - → 基準一覧の「一般基準」の全項目に加え、みちの軸の「特定基準」 について、全項目を順守

■各基準内容の解説について

各基準の内容において、留意するポイントに関する解説は、以下に示す 一般基準の解説ページ

【山と谷筋の景域】P48 ~ P54【田園と海の景域】P55 ~ P62【住宅・商業市街地の景域】P63 ~ P67【工業市街地の景域】P68 ~ P71

特定基準の解説ページ

【みちの軸】 P72 ∼ P73

景観形成重点地区の基準の解説ページ

P74 ~ P83

[解説:一般基準P48~54/特定基準:P72~73 参照]

【山と谷筋の景域】			~建築物・工作物			勿に関する基準~
適用基準			般基準		特定基準	
景均	景域・みちの軸		山と谷筋の景域			みちの軸
建築物・工作物	配置		□周辺の環境や地形する。 □棚田や谷筋沿いの配置とする。			
	形態· 意匠· 色彩	周辺と の調和	口棚田や山村集落 は、地域の基調と 態・意匠と調和さ	こなっている		
	□ ₩	圧迫感 の軽減				
		連続性への配慮				口建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
		設備類				
		色彩	彩基準に適合させ 口色彩を組み合わせ ある配色とし、背 配慮する。	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する		
	外構・緑化等		口自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。		る限り多くの	
	環境色	彩基準	□外壁基調色			
	(建築物)		色相 7.5R~2.5Y 無彩色(N) 上記以外の色相 □屋根色	明度 7.5以下 7.5以下 7.5以下	彩度 4.0以下 — 2.0以下	
			色相 2.5GY~7.5BG 無彩色(N)	明度 7.5以下 7.5以下	彩度 4.0 以下 一	
			上記以外の色相	5.0以下	2.0以下	
環境色彩基準 (工作物)		ロ 色 全て	明度 7.5 以下	彩度 4.0 以下		

[解説:一般基準P48~54/特定基準:P72~73 参照]

【山と	谷筋の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~			
適用基準		一般基準	特定基準		
景均	域・みちの軸	山と谷筋の景域	みちの軸		
開発行為・土地	周辺への配慮	□自然環境、植生、貴重な動植物の生態系 に配慮する。			
の形質の変更等	周辺環境				
发 艾守	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、 長大なものは避け、圧迫感のないように 配慮する。やむを得ず長大となる場合に は、緑化等による修景を行う。			
	既存樹木・樹林 等の保全	口谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、で きる限り保全する。			
	緑化		口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。		
外観照明・)	屋外照明	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要 最小限の明るさとする。 □点滅照明は設置しない。 □派手な照明器具は設置しない。			

[解説:一般基準P55~62/特定基準:P72~73 参照]

【田園	と海の	景域】		~建築	物・工作物	物に関する基準~
適用基準				般基準		特定基準
景均	景域・みちの軸		田園と海の景域			みちの軸
建築物・工作物	配置		建造物や社寺林、とする。	□地域で古くから親しまれている歴史的な 建造物や社寺林、松林等に配慮した配置 とする。 □周囲との連続性に配慮した配置とする。		
	形態・ 意匠・	周辺との調和	□農漁村集落では原 う、形態意匠をエ		に調和するよ	
	色彩	圧迫感の軽減	□大規模な建築物等ることは避け、5 与える圧迫感の る。	う節化するた	など、周囲に	
		連続性への配慮				口建築物・工作物の道路からの見え方や通 りとしての連続性に留意し、奇抜なもの は避け、周囲の景観と調和した形態・意 匠とする。
		設備類	の裏側へ配線する 場から容易に目に い。やむを得ず設 による措置を行い	□建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。 やむを得ず設置する場合は目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。		
	色彩口周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。					
	外構・緑化等		□自然の植生に配慮した緑化に努めるとと もに、前面道路との境界ではできるだけ 多くの樹木や花壇による植栽を施す。		はできるだけ	
	環境色彩基準 (建築物)		□外壁基調色		4.0以下	
			無彩色(N)	7.5 以下	_	
	環境色		□ 色相 全て	明度	彩度 4.0 以下	



[解説:一般基準P55~62/特定基準:P72~73 参照]

【田園。	と海の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
適用基準		一般基準	特定基準	
景均	域・みちの軸	田園と海の景域	みちの軸	
開発行	周辺への配慮			
為・土地	周辺環境			
の形質の変更等	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、 長大なものは避け、圧迫感のないように 配慮する。やむを得ず長大となる場合に は、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	口田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、 できる限り維持・保全する。		
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明・加	屋外照明	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要 最小限の明るさとする。 □点滅照明は設置しない。 □派手な照明器具は設置しない。		

[解説:一般基準P63~67/特定基準:P72~73 参照]

【住宅・商業市街地の				~建築	物・工作物	かに関する基準~
景	域】			~_><		31 - JA 7 0 II 1
適用基準		— <u>J</u>	般基準		特定基準	
景域・	みちの	軸	住宅・商業	美市街地の景	 関	みちの軸
建築物・ 配工作物	配置		□周囲との連続性に る。	配慮した配	置に努め	
j	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	□住居系市街地では、周囲のまちなみから 突出する奇抜なものは避ける。 □商業系市街地では、周辺の建物との連続 性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和 した形態・意匠に配慮する。			
		圧迫感 の軽減	□大規模な建築物等 ることは避け、分 与える圧迫感の る。	節化するな	など、周囲に	
		連続性 への 配慮				口建築物・工作物の道路からの見え方や通 りとしての連続性に留意し、奇抜なもの は避け、周囲の景観と調和した形態・意 匠とする。
		設備類	の裏側へ配線する から容易に目に い。やむを得ず設 等による措置を行	□建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。 やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。		
		色彩	□周囲の景観に調和 彩基準に適合させ □色彩を組み合わせ ある配色に配慮す	tる。 tる場合には		
3	外構·緑化等		口道路との境界部に際にはブロック歩ものとし、できるンスに努める。 垣場合には、道路境くの樹木や花壇に	解は避け、関 る限り生け返 直・さく等を 気界部に、で	間放性のある 国や緑化フェ を設置しない ごきるだけ多	
]			□外壁基調色			
	(建築物)		色相 有彩色 無彩色(N)	明度 — —	彩度 6.0 以下 一	
			□屋根色 色相 有彩色 無彩色(N)	明度 — —	彩度 4.0以下 —	
	環境色彩 (工作物		□ 色相 全て	明度	彩度 4.0 以下	

[解説:一般基準P63~67/特定基準:P72~73 参照]

	商業市街地の 景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
	適用基準	一般基準	特定基準	
景均	域・みちの軸	住宅・商業市街地の景域	みちの軸	
開 発 行 為·土地	周辺への配慮 周辺環境			
の形質の	造成等			
変更等	既存樹木・樹林 等の保全			
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明・屋外照明				

[解説:一般基準P68~71/特定基準:P72~73 参照]

【工業市街地の景域】				~建築	物・工作物	勿に関する基準~
;	適用基準		— <u> </u>	般基準		特定基準
景均	或・みちの	<u> </u>	工業市街地の景域			みちの軸
建築物・ 工作物	配置		口ゆとりある空間を 物・工作物等の位			
	形態・ 意匠・	周辺と の調和				
	色彩	圧迫感 の軽減	□大規模な建築物等 感の軽減に努めた			
		連続性 への 配慮				□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
		設備類				
		色彩	□周囲に調和する色 に適合させる。	部とし、斑	環境色彩基準	
	外構·緑化等		口開放的な緑化空間を形成するよう、敷地 境界部は出来る限り樹木、花壇による植 栽を施す。			
	環境色	彩基準	□外壁基調色			
	(建築物	J)	色相	明度	彩度	
			有彩色	_	6.0以下	
			無彩色(N)	_	_	
			口屋根色	Г		
			色相	明度	彩度	
			有彩色	_	4.0以下	
			無彩色(N)	_		
	環境色彩基準					
	(工作物	J)	色相	明度	彩度	
			全て	_	4.0以下	

[解説:一般基準P68~71/特定基準:P72~73 参照]

【工業市	「街地の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
適用基準		一般基準	特定基準	
景均	域・みちの軸	工業市街地の景域	みちの軸	
開発行	周辺への配慮			
為・土地	周辺環境			
の形質の	造成等			
変更等	既存樹木·樹林			
	等の保全			
	緑化		口道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
	土石類の採取			
物件の堆積				
外観照明・)	屋外照明			

[解説:景観形成重点地区の基準P74~83 参照]

【景観刑	肜成重点地区 】	~建築物・工作物に関する基準~			
3	適用基準	景観形成重点地区の基準			
;	対象地区		北カ	1州空港周辺	景観形成重点地区
建 築 物・ 工作物	建築物等の 配置・高さ	□建築物等は広がりが感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように 努める。 □建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりが感じられるような高 さとなるように努める。			
	建築物等の 色彩・素材等	□建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 □建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど美しさを感じられるよう に努める。 □倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和 するように努める。			
	建築設備等	□建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように 努める。 □自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。			
	緑化等	□敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いが感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 □駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。			
	環境色彩基準	□外壁基調色			
	(建築物)	色相	明度	彩度	
		有彩色	_	6.0以下	
		無彩色(N)	_	_	
		□屋根色		57.75	1
		色相 明度 彩度 七元 4月 10 10 10 10 10 10 10 1			
	有彩色 - 4.0 以下 無彩色(N) - -				
	環境色彩基準			-,	1
	(工作物) 	全て	明度	彩度 4.0 以下	

[解説:景観形成重点地区の基準P74~83 参照]

【屋外広告物】	~誘導基準~
適用基準	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する
旭 用奉华	行為の制限に関する事項
対象地区	景観形成重点地区
	□自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。 □広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。 □広告物の面積、高さは、北部九州の玄関□にふさわしく、必要最小限になるように努める。

【屋外瓜	5告物】	~自己の用に供するものの基準~				
適用基準		屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する				
		行為の制限に関する事項				
対象地区		景観形成重点地区				
自己の用に供するものの基準 (屋上広告物、壁面広告物、 地上に設置する広告物等のす べてに適用)		□ a 1 敷地における表示面積の合計が100㎡以下とする。 □ b 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。 □ また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。 □ c 地上に設置する広告物等については、1 敷地の概ね1辺当たり1物件とする。 □ d 動光、点滅照明その他これらに類するものは、表示又は設置しないこと。 □ e 蛍光色及び反射効果のあるものは、表示又は設置しないこと。 □ f 電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、設置しないこと。 □ g その他まちなみ景観を阻害すると考えられるものは、表示又は設置しないこと。 □ h aからgまでに掲げるもののほか、次の表(以下の段)に掲げるもの。				
屋上広告物	表示又は 設置	□禁止				
壁面広告物	表示面積(1面)	□表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下。 (表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25㎡以下。) □建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する。 (ただし垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10以下 とする) □屋根のみの建築物において表示面積が5㎡以内のものについては上記のかぎりでな い。				
地上に設置高さ		□10m以下。				
する広告物等	表示面積 (1面)	□10 ㎡以下。 (表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5 ㎡以下。) □高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3㎡以下とする。 □円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする。				

	配慮事項記	載シート	
景域名	の景域・	特定基準への該当	あり・なし
泉坳石	景観形成重点地区	付足基準への該当	めり・なし

①建築物・工作物

		r	1	
項目		配慮・措置の内容		※審査欄
		一般基準に関して	特定基準に関して	公备宜懶
配置				
形態・ 意匠・	周辺との調和			
色彩	圧迫感の軽減			
	連続性への配慮			
	設備類			
	色彩			
外構・総	录化等			

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容	※審査欄	
- 現日	一般基準に関して	特定基準に関して	公台 且惻
周辺への配慮			
造成等			
既存樹木・樹林等の保全			
緑化			
土石類の採取			
物件の堆積			

③外観照明·屋外照明

項目	配慮・措置の内容	※審査欄	
- 現日	一般基準に関して	特定基準に関して	公台 且惻
照度の抑制			
点滅照明			
照明器具			

- (備考) 1. 配置・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
 - 2. ※欄は記入しないでください。

■各景域における景観形成基準のポイント解説

景域別一般基準の解説ページ

【山と谷筋の景域】P48 ~ P54【田園と海の景域】P55 ~ P62【住宅・商業市街地の景域】P63 ~ P67【工業市街地の景域】P68 ~ P71

特定基準の解説ページ

【みちの軸】 P72 ∼ P73

景観形成重点地区の基準の解説ページ

P74 ~ P83

※ ここに記載している内容は、あくまでも景観形成基準に基づく、 景観配慮のポイントを考えるための参考となるものです。 個々の行為を行う条件をふまえ、周辺になじむよう配慮を行うことが最も重要なポイントとなります。

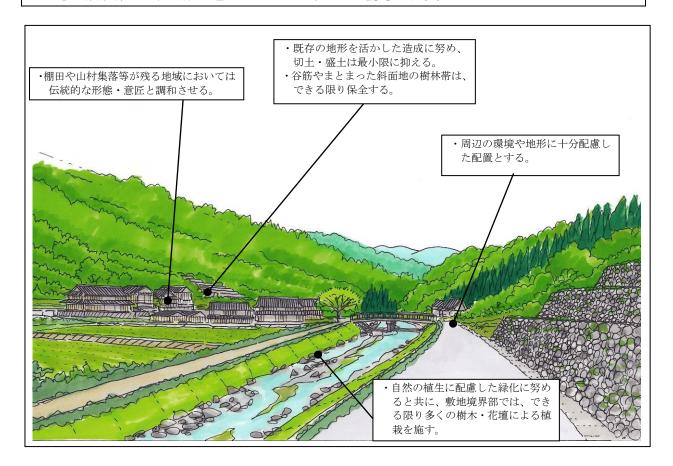
山と谷筋の景域

<山と谷筋の景域における景観形成の方針> 計画書より

<原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える集落地景観の保全・継承>

山と谷筋の景域は、地域の特徴的な景観を有し、清流と呼ばれる河川の恵みによって、豊かな自然環境やなりわいが育まれ、広大な田園から常に背景の緑としてみられる景域です。そのため、山や谷筋の緑や河川などの良好な自然環境の保全を図ります。

また、谷筋の地形と棚田や山村集落が一体となった景観は、人々の暮らしやいとなみととも に形づくられてきた地域固有の生活文化を伝える景観として、周辺との調和や保全を図ります。 開発等の際には豊かな自然景観に与える影響が最小限となるよう配慮を求め、既存の樹林を できる限り保全し、地形を活かしたものとなるよう誘導します。



<山と谷筋の景域における景観形成のポイント>

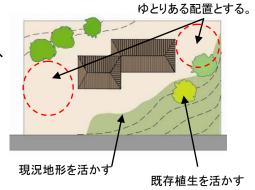
- ◆ 山と谷筋の景観を構成している景観要素は、
 - ○背景となる豊かな自然環境を有する山並み
 - ○樹林地と棚田などの農地
 - ○低層建築物を中心とした静かな山間の集落
- ◆ 集落や農地等の背景となる緑(樹林)の保全
- ◆ 新たな宅地開発の際には、今ある山と谷筋の景観への影響は最小限に抑え、地形に沿ったものであることが必要

<景観形成基準の解説>

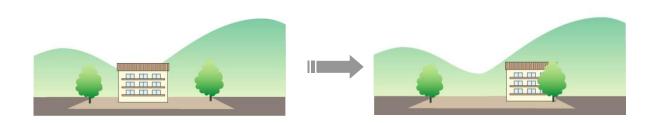
- 1. 建築物・工作物
 - (1)配置
 - ①周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。

<ポイント>

★山や谷筋では、多様な生物や豊かな自然環境が広がっていることから、地形や周囲の環境になじませるため、 敷地の現況地形を活かす、敷地内の既存植生を残す、 十分な緑化が施せる空地を確保するなど、自然環境への影響を極力抑えた、ゆとりある配置に努めることが必要です。



★山の稜線の連続性や海への眺望などを阻害しないように、周囲の地形に配慮した配置に努めることが必要です。



②棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。

<ポイント>

★谷筋では、周囲の樹林地、斜面地の棚田などのなりわい景観や河川沿いの自然が間近に眺望されます。視点場となる道路からのこれらへの眺望を阻害しないよう、建築物等を道路から後退させるなど配置に留意することが必要です。



基準の解説 山と谷筋の景域

(2) 形態・意匠・色彩

(i)周辺との調和

①棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。

<ポイント>

★山間の集落等では、豊かな樹林に囲まれた落ち着きのある集落環境になじむよう、地域の素材を用いたり、 勾配のある屋根とするなど、建物群としての集落の伝統的な形態・意匠に調和するよう配慮が必要です。



・屋根形状や外壁の素材等を工夫し、地域になじむ形態・意匠とする。

(ii) 色彩

①色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。

<ポイント>

- ★伝統的な様式や自然の素材を用いた建築物が多い集落地においては、建築物等の色彩は、背景となる山並みや樹林地、農地などの自然の色彩、既存集落の家並みの色彩になじむよう、派手な色彩の使用を避け、落ち着いた色合いとすることが必要です。
- ★外壁や屋根の基調色には、無彩色や木の色、石の色などに近い低彩度色を選ぶとともに、補色関係にある色相を同一建築物に用いないなど、周囲から突出した印象が生じないように配慮することが必要です。



・屋根や外壁、柱で統一感のある色彩 を配色

【環境色彩基準(山と谷筋の景域)】

①建築物

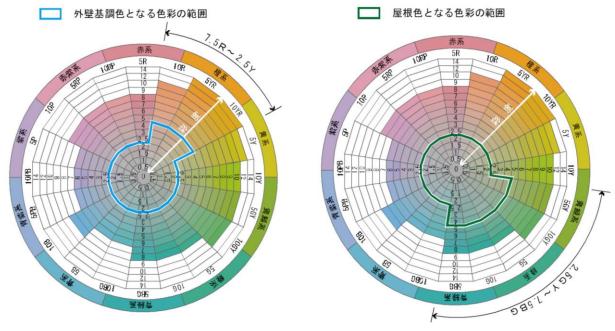
口外壁基調色

色相	明度	彩度
7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
無彩色(N)	7.5 以下	_
上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下

口屋根色

色相	明度	彩度		
2.5G~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下		
無彩色(N)	7.5 以下	_		
上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下		

注)ここで使用している色相環は 明度7を基準としている



②工作物

色相	明度	彩度
全て	7.5 以下	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- ●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が 図られる場合
- ●自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材(瓦等)が使用される場合
- ●橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ●工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- ●地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められた もの

(3)外構・緑化等

①自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。

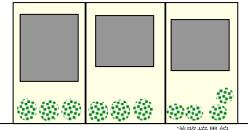
<ポイント>

- ★緑豊かな景観の保全に配慮し、敷地内の既存樹木や 敷地周辺の地域に元々生育している種類の植物など を活かした緑化に努め、違和感が生じないようにす ることが必要です。
- ★周囲に広がる緑の景観になじむよう、敷地境界への 生け垣の設置や樹木等による植栽を行うなど、緑の 中に建物等が立地している印象を与える景観形成に むけた配慮が必要です。
- ★「敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す」とは、敷地境界部には、原則植栽を施すことが必要です。敷地周囲の全面緑化が望ましいですが、最低限、主要道路面や建物の前面側を緑化します。
- ★携帯電話の基地局の設置にともない管理用フェンス を設置する場合は、フェンス周辺を原則緑化することが必要です。

植栽の間隔は、樹木が成長して隣の樹木との間隔が 空きすぎない程度が望ましい。



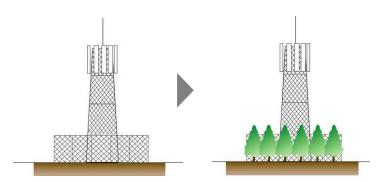
・周囲の植生に配慮した緑化に努める。



道路境界線

前面道路

・前面道路に面して植栽を施す。



・管理用フェンスを設置する場合 は、フェンス周辺を緑化する

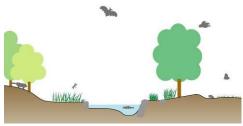
2. 開発行為・土地の形質の変更等

(1) 周辺への配慮

①自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。

<ポイント>

★ 既存の自然の植生地は、多様な動植物の生息・生育環境ともなっています。新たに開発を行う場合には、敷地内および周辺の自然環境を損なわないよう配慮する必要があります。



・多様な生態系を損なわないように配慮する。

(2) 造成等

①既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。

<ポイント>

★ 宅地造成等の開発を行う場合には、周囲から見える 外周部の地形改変を最小限にし、擁壁や地表面の露 出を少なくするなど、元々の地域の景観を大きく変 えないようにする配慮が必要です。



②面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。 やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。

<ポイント>

★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、 法面への緑化や擁壁の前面への植栽、地域になじむ 石材の利用などにより、無味乾燥な印象の軽減に努 めることが必要です。



・芝生張りの法面と敷地周囲への植栽 により修景に配慮した工場

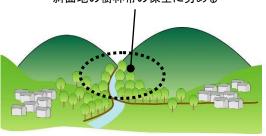
(3) 既存樹木・樹林等の保全

①谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。

<ポイント>

★ ボリュームのあるまとまった樹林地や大木は、豊かな景観をつくり出しており、これを開発により除去してしまうと景観が一変することになります。できるだけ、まとまった樹林地や大きな既存樹木は残しながら開発を行うなどの配慮が必要です。

斜面地の樹林帯の保全に努める

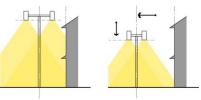


3. 外観照明 · 屋外照明

①良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

<ポイント>

- ★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけ でなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。 防犯上の安全性を保持しつつ、周囲に不快感を与えないよう、 明るすぎない光源を使用する必要があります。
- ★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を **周囲に過剰な光が及ばないよう、照明 下げる、光源等にカバー等を設置するなどにより、周辺や上 方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

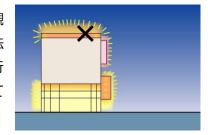


の配置や高さ、光量、照明の方向等に 配慮する。

②点滅照明は設置しない。

<ポイント>

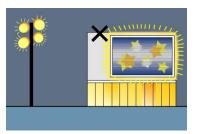
★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景観 を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法 令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭り・行 事等で賑わいの演出のために一時的に設置される照明について は除外します。



③派手な照明器具は設置しない。

<ポイント>

★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使わ れ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインで は周囲に不快感を与える要素にもなります。そのため、自然景観 が広がる地域では、落ち着きのある周囲の景観を乱さない控えめ な形態・意匠とするよう努め、昼間の見え方へも配慮が必要です。



- ★ 山間の自然景観になじむ外観照明により夜の景観形成に努めるとともに、ネオンサインや映像 を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・ 意匠に関する基準に沿ったものとなるよう配慮が必要です。

田園と海の景域

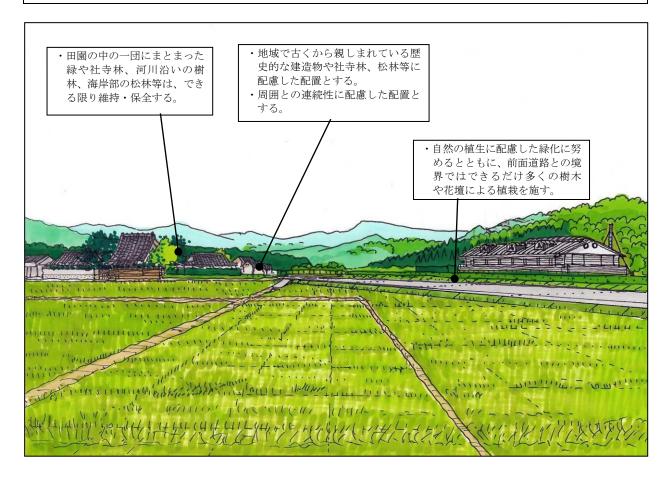
<田園と海の景域における景観形成方針> 計画書より

<自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観の保全・継承>

田園と海の景域は、谷筋を抜け、海に向かって開けた丘陵部と平野部に、果樹園や水田、農漁村集落等のなりわいの景観が広がる景域です。地域にとって重要な景観要素である良好な田園や果樹園のなりわい環境を保全するとともに、屋敷林や社寺林などの緑に囲まれた低層の集落地は、まとまりある田園景観として周辺との調和・保全を図ります。

低層の漁村集落や松林からなる海浜部の景観は、豊前海と人々のいとなみを感じさせる景観 として適切な保全を図ります。

開発等に対しては、今ある田園と海の景観に与える影響を最小限に抑えるよう配慮を求め、 山から海にかけての眺望を確保するとともに、自然、田園、集落地、海が一体となったなりわ い景観と調和したものとなるよう誘導します。



<田園と海の景域における景観形成のポイント>

- ◆田園と海の景観を構成している景観要素は、
 - ○広がりのある農地や豊前海
 - ○田園の中にたたずむ集落、社寺林、松林など
- ◆背景となる山並みへの眺望、山から海にかけての眺望の確保と田園や果樹園などの なりわい景観との調和
- ◆新たな宅地開発の際には、今ある田園と海の景観への影響は最小限に抑える

<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

(1)配置

①地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。

<ポイント>

- ★ 届出対象行為の敷地の近くに歴史的な建造物や社寺林・ 松林等が存在する場合、その地域に親しまれている景観 を損なわないよう、多くの人が目にする通り等の視点場 から、当該建造物や樹林への見通し・眺めを阻害する位 置(背後も含む)への配置を避ける工夫が必要です。
- ★ 隣接地の場合には、当該建造物の敷地境界や樹林地から一定の距離を置いた配置としつつ、敷地境界部への植樹等を行うことにより、緑の連続性を創出することを意識するなど、周囲から突出した印象とならないように配慮する工夫が必要です。



・既存の樹林との連続性に配慮した 配置

②周囲との連続性に配慮した配置とする。

<ポイント>

- ★ 伝統的な趣の感じられる地区のまちなみは、建物の 建ち並びによる壁面などの連続性が重要です。建物 壁面の位置などをそろえることにより、建物の建ち 並びによるまちなみの景観を守ることが必要です。
- ★ 生活に必要となる附属駐車場を設置する場合には、 外壁面に合わせた車庫の扉や塀の設置による目隠し などの工夫により、まちなみの連続性を保つ配慮が 必要です。



・隣接地との連続性に留意し、壁面 線をそろえる

(2) 形態・意匠・色彩

(i)周辺との調和

①農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。

<ポイント>

- ★ 田園と海の景域では、水平方向への広がりを見せる 農地と低層建築物を中心とした集落から構成される 景観が特徴であり、それらを阻害しないことが重要 です。
- ★ 建築物では、高層化、大規模化することをできる限 り避けるとともに、奇抜な意匠となることを避け、 周囲に与える大きな変化を印象づけないようにする 工夫が必要です。



・背景となる山の稜線との緩やかな連続性を感じさせる勾配のある屋根

★ 田園と海の景域にある既存集落内において建築する際には、屋根の形態(勾配屋根とする等) や外壁の素材を周囲の建物に合わせる、通りから見える部分が周囲から突出しないようにする などの点に留意し、建物の外観の形態・意匠を工夫する必要があります。

(ii) 圧迫感の軽減

②大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた 形態とする。

<ポイント>

- ★ 大規模な建築物の場合、外壁面が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことになります。 やむを得ず規模が大きくなる場合は、勾配屋根としたり、壁面の分節化を行うなど、形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫(敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。



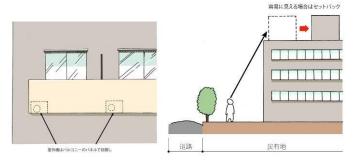
・勾配屋根とし、壁面を分節化して建築ボリュームを大きく見せない配慮 (他都市事例)

(iii) 設備類

建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に 目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周 囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

<ポイント>

★ 建築物等に付随する設備類は、周囲に見えないよう配慮することが重要です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、道路などから見えないようルーバー等で隠す等の配慮が求められます。



・設備類は、見えない位置、見えない措置に配慮する。

(iv)色彩

色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。

<ポイント>

★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。



・屋根や外壁、柱で統一感のある色彩 を配色

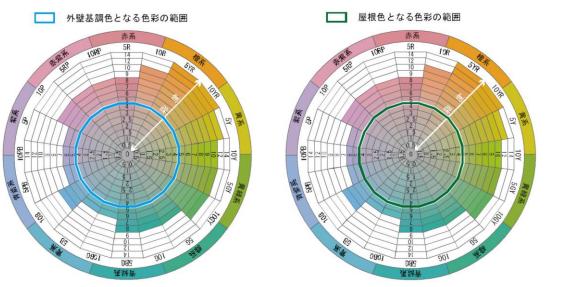
【環境色彩基準 (田園と海の景域)】

①建築物

口外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	_	4.0 以下
□屋根色		
色相	明度	彩度
有彩色	7.5 以下	4.0 以下
無彩色(N)	7.5 以下	_

注)ここで使用している色相環は 明度7を基準としている



②工作物

色相	明度	彩度
全て	_	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- ●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が 図られる場合
- ●自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材(瓦等)が使用される場合
- ●橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ●工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- ●地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められた もの

(3)外構・緑化

①自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。

<ポイント>

- ★ 田園と海の景域では、水平方向に広がりある農地の中に、雑木林や社寺林、松林、集落内の庭木の緑などに囲まれて建築物が見えるという景観が特徴です。
- ★ 前面道路から建築物等が丸見えになることは避け、 塀ごしの庭木や樹木の植栽、生垣や花壇等の配置に より、周囲の農地や樹林地と調和した緑のある景観 の創出に留意することが必要です。
- ★ 特に、周囲に農地が広がる敷地に建築する場合には、 建物が目に留まる対象となることに留意し、樹林等 の緑の中に建築物があるような印象を与えるような 外構・植栽の工夫が有効です。



・建物の前面に植栽をし、周囲の 農地と調和した緑のある景観へ 配慮

★ また、工場や倉庫を建設する際には、その用途上、建築ボリュームが大きくなる、開口部が少ないといった形態となる場合が多く、無味乾燥な印象を与えがちになることに留意し、前面道路側への植栽を中心としつつ、敷地内全般にわたって十分な植栽を施すなど緑豊かな田園と海の景域に馴染む外構の工夫が有効です。

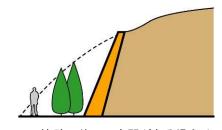
2. 開発行為

(1)造成等

- ①既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。
- ②面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。 やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。

<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を 最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよ う配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、 法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味 乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。



・擁壁の前面に空間がある場合は、 植栽により壁面を部分的に隠す。

(2) 既存樹木・樹林等の保全

田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維 持・保全する。

<ポイント>

★ 社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林など、ボリ ュームのあるまとまった樹林は、豊かな景観をつく り出しており、これを開発により除去してしまうと 景観が一変することになります。できるだけ、集団 的な樹林地は残しながら開発を行うなどの配慮が必 要です。



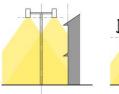
既存の樹林の保全に配慮する。

3. 外観照明

①良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

<ポイント>

★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけ でなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。 防犯上の安全性を保持しつつ、周囲に不快感を与えないよう、 明るすぎない光源を使用する必要があります。





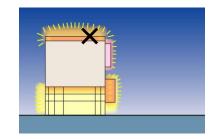
★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を ・周囲に過剰な光が及ばないよう、照明 下げる、光源等にカバー等を設置するなどにより、周辺や上 方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

の配置や高さ、光量、照明の方向等に

②点滅照明は設置しない。

<ポイント>

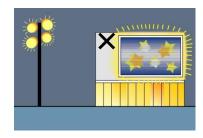
★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景 観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、 法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭 り・行事等で賑わいの演出のために一時的に設置される照明 については除外します。



③派手な照明器具は設置しない。

<ポイント>

★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使われ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインでは周囲に不快感を与える要素にもなります。そのため、自然景観が広がる地域では、落ち着きのある周囲の景観を乱さない控えめな形態・意匠とするよう努め、昼間の見え方へも配慮が必要です。



・派手な照明の使用は避ける。

- ★ 周囲の自然景観になじむ外観照明により夜の景観形成につとめるとともに、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・ 意匠に関する基準に沿ったものとなるよう配慮が必要です。

住宅・商業市街地の景域

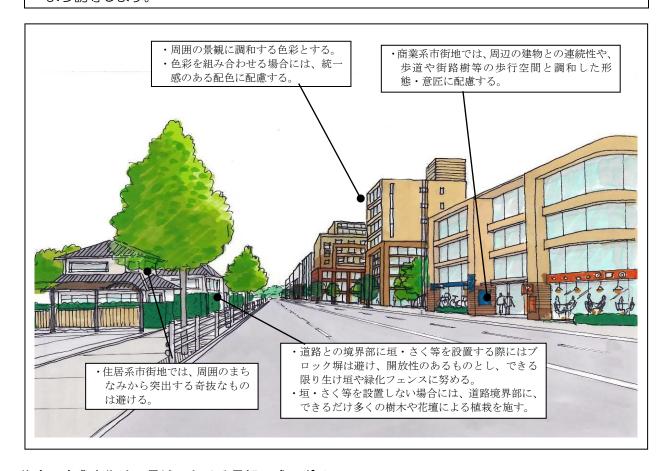
<住宅・商業市街地の景域における景観形成の方針> 計画書より

<まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成>

住宅・商業市街地の景域は、それぞれのまちの中心的な役割を担うため、活力や賑わいをつくりだす景域です。恵まれた自然と調和した市街地を形成することにより、生活環境の向上にもつながることから全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。

住宅市街地では、周囲の街並みに調和した形態・意匠への配慮を求めます。

まちの活気や賑わいを創出する商業市街地では、魅力あるまちの中心部の形成を目指し、周辺の建築物との連続性や街路樹等による歩行空間との一体性を図り、潤いある景観を形成するよう誘導します。



<住宅・商業市街地の景域における景観形成のポイント>

- ◆ 住宅・商業市街地の景観を構成している景観要素は、
 - 〇低層住宅、マンション等の中高層住宅、商業施設、公共公益施設などの建築物とそ の敷地内の付属施設、植栽など
- ◆ 市街地の景域は、まちとしての活力やにぎわいを創り出す場所であると同時に、周囲には恵まれた自然が広がっているのが特徴
- ◆ 全体としてのまとまりを感じさせる市街地景観を形成することが必要
- ◆ 高層建築物や大規模な壁面を生じる大規模建築物は、周囲の建築物との調和が必要
- ◆ 沿道型商業施設が集積する場合、煩雑な景観とならない配慮が必要
- ◆ 中心を担う商業系市街地では、歩いている人の目線を意識した景観形成

<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

(1)配置

①周囲との連続性に配慮した配置とする。

<ポイント>

- ★ 市街地における景観は、建ち並ぶ建物と道路とが一体となって見えることへの留意が必要です。
- ★ 道路(特に歩道)との連続性や隣接する建物の壁面 の連続性、民地の樹木や街路樹等の緑との連続性を 感じさせる建物の配置に留意することによるまちな みの創出が必要です。



・周囲の建物と同様の壁面とすることで 周囲との連続性に配慮

(2) 形態・意匠・色彩

(i) 周囲との調和

① (商業系市街地) 周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。

<ポイント>

- ★ 商業系市街地では、多くの人が訪れ、にぎわいや活力 を感じさせる景観を形成することが重要です。
- ★ 歩行者からの目線に近い低層部では、質の高い建築 デザインや、外壁等の素材について配慮するととも に、歩道や街路樹等の公共施設と一体となった質の 高い公共空間の創出につなげる配慮が必要です。

商業系市街地とは、用途地域が、商業地域または 近隣商業地域に指定されている範囲です。



・歩道と敷地境界の連続した空間や 建物低層部の形態・意匠を工夫し、 歩きたくなるまちなみを創出 (他都市事例)

②(住居系市街地)周囲から突出する奇抜なものは避ける。

<ポイント>

★ 住居系市街地では、建物の規模や形態が揃って一団のまとまりが感じられる地区を形成していることや道路沿いが連続して緑化されていることなどが快適な居住環境や地域の魅力の形成につながっていることをふまえ、周囲の建物の規模や形態に合わせるとともに、庭の配置や生け垣などによる緑豊かな落ち着きのある景観形成への配慮が必要です。



・個々の建物が集まって形成される市街 地景観。屋根形状や外壁等が周辺と 調和するよう配慮する。

★ 周辺から突出するような形態や奇抜なデザインを避けるとともに、周辺と一体となった緑化等の措置を行う配慮が必要です。

住居系市街地とは、用途地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居 地域または準住居地域に指定されている範囲です。

(ii) 圧迫感の軽減

①大規模な建築物では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた 形態とする。

<ポイント>

- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面が立ち上がることにより、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた高さとする、勾配屋根を用いる、壁面の分節化を行うなど、形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ やむを得ず大きな壁面となる場合には、圧迫感を与えてしまう外壁面の見え方を軽減する工夫(壁面が 単調にならないようにタイル等の使用や窓などの凹 凸のある表情をつける、壁面の位置を敷地境界から 後退させる、後退させた部分に植樹を行うなど。)が 必要です。



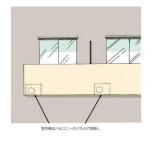
・壁面の分節化を図るとともに、勾配屋根とするなど、圧迫感の軽減と周辺とのまちなみと の調和に配慮する。

(iii)設備類

①建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、 周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

<ポイント>

★ 建築物等に付随する設備類は、周囲に見えないよう配慮することが重要です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えないよう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。





・設備類は、見えない位置、見えない措置

(iv) 色彩

①色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。

<ポイント>

★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。

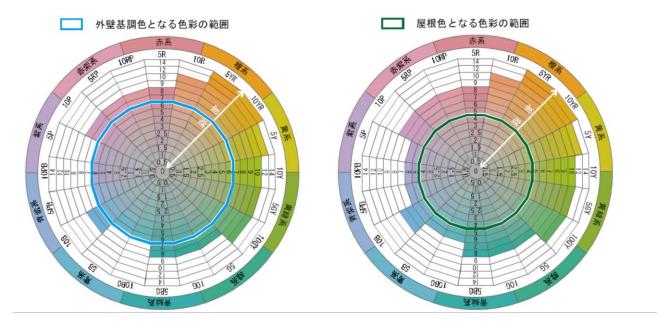
【環境色彩基準(住宅・商業市街地の景域)】

①建築物

口外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	_	6.0以下
□屋根色		
色相	明度	彩度
有彩色		4.0 以下

注)ここで使用している色相環は 明度7を基準としている



②工作物

色相	明度	彩度
全て	_	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- ●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が 図られる場合
- ●自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材(瓦等)が使用される場合
- ●橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ●工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- ●地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められた もの

(3) 外構・緑化等

①道路との境界部に垣・さく等を設置する際には、ブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑 化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの 樹木や花壇等による植栽を施す。

<ポイント>

- ★ 住宅・商業市街地では、建物の外観のみならず、道路との境界部分のしつらえが、その地域のまちなみの印象を創り出す重要なポイントです。
- ★ 垣・さく等の設置の有無に応じて、道路との境界部への緑化を工夫し、花や緑による彩を感じさせる市街地の景観形成に留意することが必要です。



・建物前面の道路との境界部分に 植栽を施し、まちなみの印象を柔 らかくする。(他都市事例)

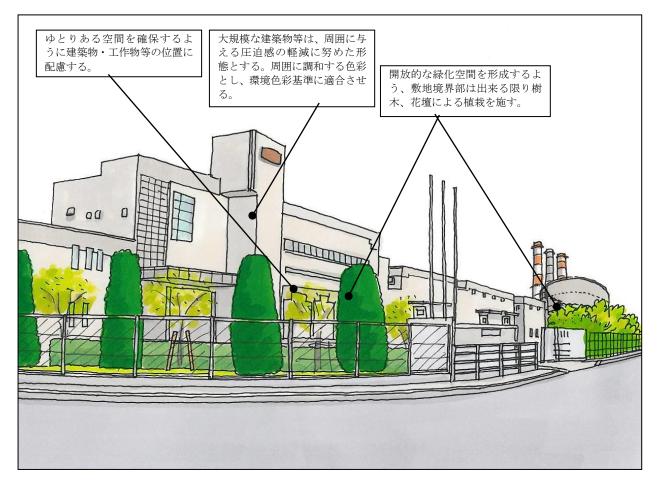
工業市街地の景域

<工業市街地の景域における景観形成の方針> 計画書より

<産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成>

工業市街地の景域は、工場ならではの独特の雰囲気と、新たな地域の産業としての活力を感じさせる景域です。周辺の景観に大きく影響を与えるボリューム感のある建築物が建ち並ぶため、周囲への圧迫感の軽減とゆとりある空間の確保を図ります。

画一的な建物となりがちな工業地では、活力を保持するとともに、雑多な印象を与えないよう、緑等による開放的な空間の形成を図ります。



<工業市街地の景域における景観形成のポイント>

- ◆工業市街地の景観を構成している景観要素は、
 - ○規模の大きな工場、倉庫等の建築物
 - ○広がりのある敷地
- ◆ 周辺からの景観に圧迫感が無いよう、ゆとりを持った建物配置とする
- ◆ 開放的な工場地景観となるよう、敷地内の緑化が必要

<景観形成基準の解説>

1. 建築物 工作物

(1)配置

①ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。

<ポイント>

- ★ ボリュームのある工場、倉庫などの大規模な建築物を配置することから、視点場となる道路等からできるだけ離した位置とする、道路と建築物との間には植栽を行うなどの配慮が必要です。
- ★ 特に高さの高い建築物や工作物は、道路沿いに配置 しないようにすることが必要です。



・建築物を道路から後退させて配置 し、前面に植栽を行う

(2) 形態・意匠・色彩

(i) 圧迫感の軽減

大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。

<ポイント>

- ★ 工業系市街地の建築物や工作物は、大規模なものが 多いことがその特徴です。雄大さや活力を感じさせ ながらも、景観的に圧迫感を与えないように、形態 上の工夫や配慮を行うことが必要です。敷地内の建 築物のスカイラインに変化を持たせる、建築物のボ リュームに応じて壁面の分節化を行うなどの留意が 必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大で単調な壁面となる場合には、外壁面の見え方を軽減する工夫 (敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。



・建築物の高さに変化をつけたり、 壁面に表情を持たせることにより、 圧迫感を軽減する

(ii) 色彩

①周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。

<ポイント>

★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。

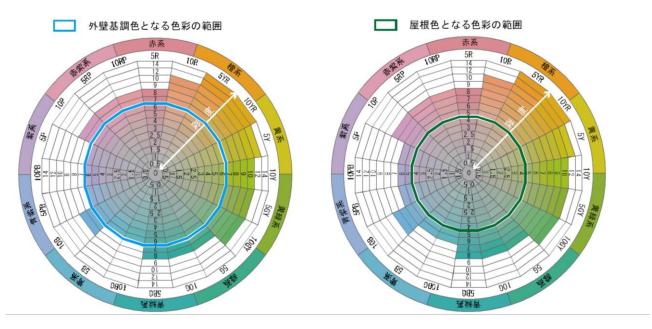
【環境色彩基準(工業市街地の景域)】

①建築物

口外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	_	6.0 以下
□屋根色		
色相	明度	彩度
有彩色	_	4.0 以下

注)ここで使用している色相環は 明度7を基準としている



②工作物

色相	明度	彩度
全て	_	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- ●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が 図られる場合
- ●自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材(瓦等)が使用される場合
- ●橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ●工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- ●地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められた もの

(3) 外構

①開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。

<ポイント>

- ★ 工業市街地では、建物の外観のみならず、開放的な空間の確保のために、道路との境界部分のしつらえが、その地域のまちなみの印象を創り出す重要なポイントです。
- ★ 垣・さく等の設置の有無に応じて、道路との境界部への緑化を工夫し、緑の豊かさを感じさせる市街地の景観形成に留意することが必要です。



・塀を設けずに、樹林を外構として活か し、前面道路からの建物外観を創出 (他都市事例)

基準の解説 みちの軸

【特定基準】みちの軸

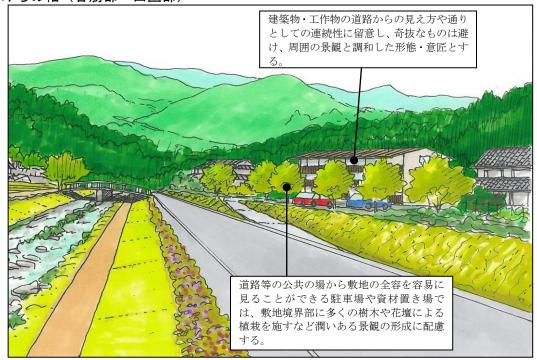
くみちの軸における景観形成方針> 計画書より

みちの軸は、地域内外をつなぐ主要な幹線道路として地域を訪れる人々に、京築地域を印象づける重要な要素です。

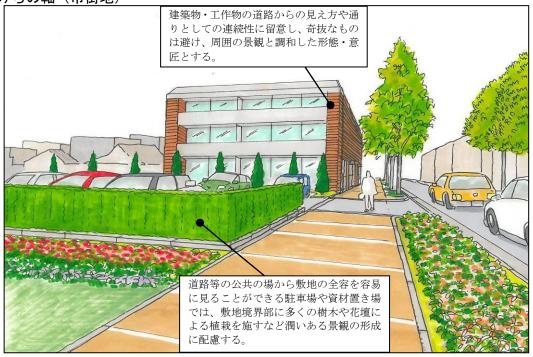
山間の谷筋部・田園部・市街地等の沿道の特性に調和するとともに、通りとしての連続性やまとまりのある景観を形成するため、沿道の建築物や工作物等の緑化等に配慮します。

また、連続する沿道景観として道路からの見え方に配慮し、快適で潤いある沿道景観の創出を図ります。

■みちの軸(谷筋部・田園部)



■みちの軸(市街地)



<景観形成基準の解説>

1. 建築物 工作物

(1) 形態・意匠

①建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。

<ポイント>

- ★ 市街地や田園など周辺の土地利用特性をふまえ、建物等の形態や意匠において、周囲から突出 した印象を与えないよう、奇抜なものは避ける必要があります。
- ★ 建物外観においては、必要以上に光る素材の使用は避けるとともに、室内の電飾が必要以上に 外部空間に影響を与えないよう配慮が必要です。

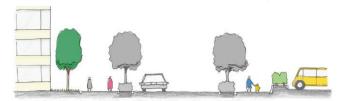
2. 開発行為・土地の形質の変更等

(1) 緑化

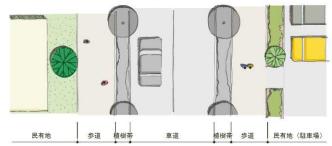
①道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地 境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

<ポイント>

- ★ 敷地全体を見通すことのできる平面駐車 場や資材置き場等では、道路からその全 容を見渡した際、無機質かつ猥雑な印象 を与えることがあるため、敷地境界部を 中心に花壇や生け垣、樹木等により修景 措置を行い、緑を活用した沿道景観の形 成を進めます。
- ★ 緑化については、例えば幅 500mm、高 さ60cm 以上の低木程度以上の花壇等と します。



・敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど 潤いある景観の形成に配慮する。



【景観形成重点地区の基準】

<景観形成重点地区における景観形成方針> 計画書より

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。

北九州空港周辺は、周囲の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな 自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客や ビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰っ てきたことを実感する場所でもあります。そのため、周辺の美しい自然景観と調和し、訪れる人、 旅立つ人、帰ってくる人に心地よい印象を与える、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわし い景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もて なしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。

<目標> 新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

方針1

海・山・田園・空への広がりを 感じる開放感のある空間づくり

遠くの山並みと、開放的な田園 風景、周防灘への眺望を活かし、 訪れた人が九州を体験できる空 間、帰ってきた人がふるさとの 風景を楽しめる空間とします。

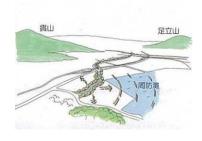


方針2

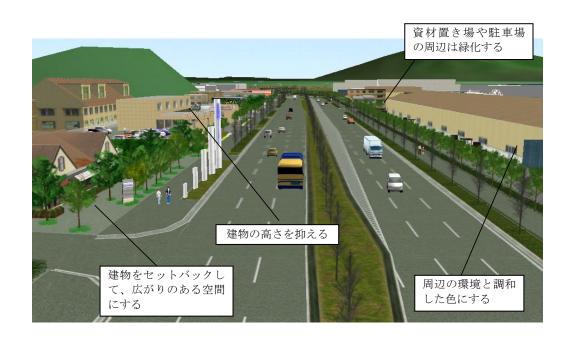
周辺の風景と調和し、すっきり 新しい玄関口として印象に残 としたまとまりのあるまちなみ る、落ち着いた景観づくり づくり

周辺の山々のスカイラインや身 沿道に立地する建物等の一つ 近な緑などの周辺環境と調和し、一つの質を高め、落ち着いた印 緑あふれるすっきりとまとまり象に残る景観とします。 のあるまちなみとします。

方針3







<景観形成基準の解説>

- 1. 建築物 工作物
 - (1)配置、高さ
 - ①建築物等は広がりが感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。

<ポイント>

★ 空港へのアプローチ道路として、空への広がりが感じられるまちなみが形成できるように、建築物の位置を道路から後退させることで、背景の山々や身近な緑への眺望を確保する配慮が必要です。



・建築物のセットバックによって圧迫感のない広がりのあるまちなみを形成している (他都市事例)

②建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりが感じられるような高さとなるように努める。

<ポイント>

★ 建築物の高さが敷地内の他の建築物や隣接地の建築物から突出した高さとならないように配慮することが必要です。前面道路が狭い場合には特に、高さを抑え、広がりが感じられるように努めることが必要です。



・色建築物の高さをおさえることで周辺へ の眺望を確保している(他都市事例)

(2) 色彩 • 素材等

①建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。

<ポイント>

★ 周辺の山々や田園の緑、周防灘の海や空の青といった周辺の環境の色彩との調和が図れるよう、落ち着いた建築物の色彩とすることが必要です。

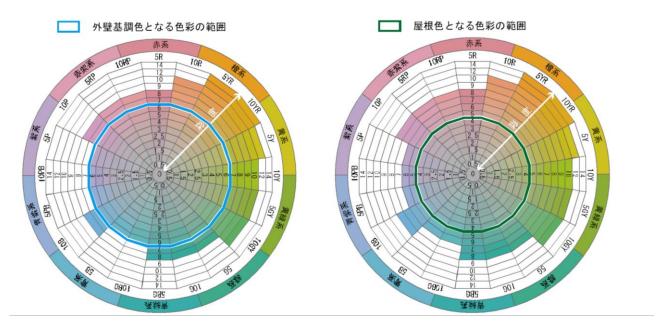
【環境色彩基準 (景観形成重点地区)】

1)建築物

口外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	_	6.0 以下
□屋根色		
色相	明度	彩度
有彩色		4.0 以下

注)ここで使用している色相環は 明度7を基準としている



②工作物

色相	明度	彩度
全て	_	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- ●計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が 図られる場合
- ●自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材(瓦等)が使用される場合
- ●橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- ●工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- ●地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められた もの

②建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。

<ポイント>

★ 耐久性のある素材を用いたり、照明の配慮により、 北部九州の玄関口にふさわしい品格のあるまちなみ を形成する配慮が必要です。



・耐久性のある鋼板やタイルを用いている (他都市事例)

(3)建築設備等

①建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。

<ポイント>

★ 建築設備や室外機は、建物と一体化した形状や色彩とする、周辺から見えない位置に配置する、植栽で隠すなどして、歩行者や運転者から見えないようにする配慮が必要です。



・低木等により室外機を覆し、品格ある まちなみを形成している(他都市事例)

②自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。

<ポイント>

★ 北部九州の玄関口にふさわしいすっきりとしたまちなみを形成するため、自動販売機を道路に面して配置しないようにする配慮が必要です。

(4)緑化等

①敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いが感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。

<ポイント>

★ 周辺の山々や街路樹とともに、四季の変化が感じられる、潤いのあるまちなみを形成するため、緑化や花により修景するなどの配慮が必要です。



・花や花木により、季節感のある美しいまちなみ が形成されている(他都市事例)

②駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。

<ポイント>

★ 潤いと連続感のあるまちなみを形成するため、道路 に面する敷地の外周部には、植栽を行い、敷地内部 の駐車場や資材置き場等が見えないように努めるこ とが必要です。



・周辺と調和した落ちついた色彩・緑化により駐車場を通りから隠している(他都市事例)

2. 屋外広告物

- (1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ①自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。

<ポイント>

★ 自己の氏名や名称(会社名等)、事業内容などを表示 する広告物、自己の管理する土地又は物件に管理上 の必要に基づき表示する広告物以外の広告物は原則 禁止しています。

②広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。

<ポイント>

★ すっきりとした品格のあるまちなみを形成するため、 面積や高さを必要最低限に抑え、また、形態や色彩 は周辺の山々や田園の緑、周防灘や空の青といった 周辺環境や、掲出される建築物等との調和に配慮す ることが必要です。



・建築物の色彩と調和したデザインとしている (他都市事例)

③広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるように努める。

<ポイント>

★ 空港へのアプローチ道路として良い印象が持たれる よう、広告物の面積を最小限とすることが必要です。



・デザインを統一し、リズム感のあるまちなみを 形成している(他都市事例)

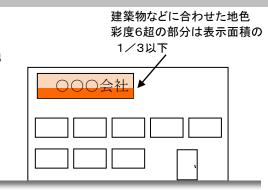
(2) 自己の用に供するものの基準

<彩度6を超える色彩を使用できる面積>

①彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。

<ポイント>

★ 周辺の景観との調和を図るため、彩度6を超える色彩を使用する面積の上限を定めています。



<動光、点滅照明等>

①動光、点滅照明その他これらに類するもの、蛍光色及び反射効果のあるもの、電光表示装置 等を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこと。

<ポイント>

★ 点滅照明、蛍光色や反射効果のある素材を用いたもの、電光表示装置等により動画を映し出すもの等は誘目性が高く、交通安全上も阻害要素となるとともに、落ち着いた景観を損なう恐れがあることから表示又は設置しないこととしています。

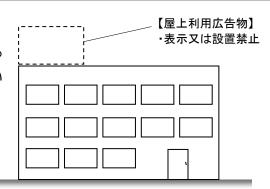
(i)屋上広告物

①屋上広告物の表示又は設置は禁止。

<ポイント>

★ 開放感のある空間やすっきりとしたまとまりのある まちなみを形成するため、屋上広告物は禁止してい ます。

※塔屋を利用した広告物は壁面広告物に該当します。

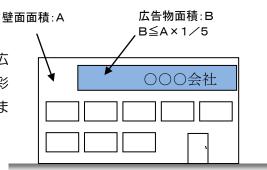


(ii) 壁面広告物の表示面積(1面)

①表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50 m以下(表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25 m以下)。

<ポイント>

★ 周辺のまちなみとの調和を損なわないよう、壁面広告物の表示面積の上限を定め、彩度6を超える色彩を使用する場合は表示面積をさらに小さくしています。



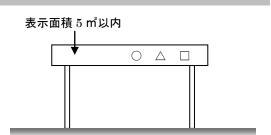
- ②建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する(ただし垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10以下とする)。
- ★ 建築物の壁面に彩度6を超える色彩を使用する場合 は、広告物とみなし、広告物の面積に算入します。

彩度6を超える壁面は、 壁面面積が 500 ㎡超の 広告物とみなします 場合は、1/10 以下

③屋根のみの建築物において表示面積が5㎡以内のものについては上記のかぎりでない。

<ポイント>

- ★ 表示面積が5㎡以内の場合は、周囲へ与える影響 も小さいことから、広告物の表示面積や色彩につ いての基準は適用除外とします。
 - ※屋根のみ建築物とは、ガソリンスタンドのような建築物(キャノピー)をさす。

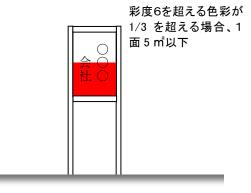


(iii) 地上に設置する広告物

①表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5㎡以下。

<ポイント>

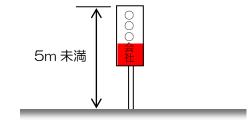
★ 地上に設置する屋外広告物については、周辺の景観に対する影響も大きいことから、彩度6を超える色彩を使用する場合は表示面積の上限を定めています。



②高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3m以下とする。

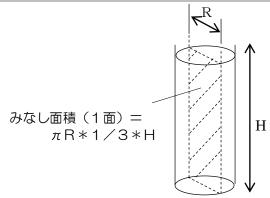
<ポイント>

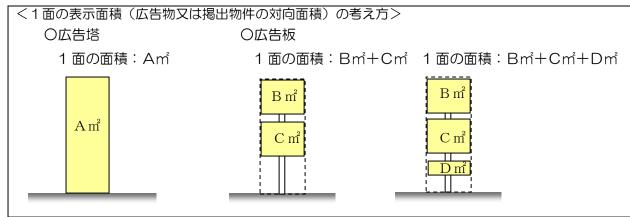
★ 高さが5m未満の地上に設置する屋外広告物は、歩 行者等の視野に入りやすく、また、表示面積が大き いと周辺の景観に与える影響も大きいことから、表 示面積の上限を1面当たり3㎡以下としています。



★ 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積 の1/3以下とする。

③円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする。





基準の解説 景観形成重点地区

(3) 既存の屋外広告物について

既存不適格*となる屋外広告物については、当該屋外広告物の変更又は改造を行う場合に景観計画に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に適合することとします。この他、福岡県屋外広告物条例施行規則別表に定める広告物又は掲出物件の規格にも適合することが必要です。

*福岡県屋外広告物条例に基づく許可を得て法施行の際現に設置している屋外広告物、および許可の適用除外で福岡県屋外広告物条例施行規則別表に適合し法施行日の際現に設置している屋外広告物(簡易な広告物等を除く)

参考 提出書類(様式)

提出書類 確認シート

以下に示す書類一式がそろっているか、ご確認ください。 提出書類に不足がある場合(委任状も含む)、届出を受理できませんので、ご注意ください。

<必要書	· · · · · · · · · · · · · ·
	行為の届出書(様式第1号)又は行為の通知書(様式第2号)
	配慮事項記載シート
	当該景域の基準一覧チェックシート
	添付図書(P17 一覧表を参照)
	委任状(代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合)
※ 』	必要部数 正1部 副1部 写し1部

(新規・変更)

		行	為の届と	出書					
					年	<u> </u>	月	日	
福岡県知事 殿									
				出者					
				住所					
				пр					
				氏名		-	, , ¬		
					の他の団体にあってはその	名称、	. 王た		
				_	所の所在地及び代表者氏名 押印又は署名)		ノ		
				電話番兒					
│ │景観法第16条第 [−]	1項(第2項)	の規定に			。 を添えて次のとおり届け	ナ出る	ます 。		
景観計画の名称					景観計画				
	地名·地番		市・郡		町・村		番地	<u>b</u>	
行為の場所									
	ᄺᄱ	景域の別			の景域・軸				
	地域の別	特定基準							
		の別							
	□建築物の建築等 □工作物の建設等								
	□開発行為				目的				
	□土地の形質	質の変更							
行為の種類	口木竹の植栽								
	口物件の強利	責							
	□水面の埋	立て又は干	拓						
	□外観につい	ハて行う照	明						
 行為の期間	着手予定	年	月	日					
13 403 00 3431123	完了予定	年	月	日					
他法令の許可等									
変更の場合	変更箇所								
多史の場口 	変更内容								
※受付年月日	※処理欄				※勧告又は変更命令の	年月	日		

(注1) 該当の□内にチェックしてください。 (注2) ※欄には記入しないでください。

		届出	対象行為の	種類及び	が設計又は	施行方法			
	用途()
		新築 様替	□増築 □色彩の3	□ 改築 変更	□移転	□撤去	□外観る	を変更す	する修繕・
□建築物				届出	出部分	既存	部分		計
	規	延月	下面積		m³		m [*]		m²
	模	全位	İ 見付面積		m²		m³		m [*]
		高さ	<u> </u>		m		m		m
	種类	頁又に	は用途()
□工作物	_	新設 	□増築 □色彩の図		□移転	□撤去	□外観る	を変更す	する修繕・
		Ē	高さ	届出	出部分	既存	部分		計
			m		m		m		m
□開発行為	開多	美面 積	ŧ		I	m [°]			
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他())
	開多	開発面積 m ^d							
□木竹の植栽又は伐	□植栽 □伐採								
採	面和	面積 m ^d							
□物件の堆積	物件	物件の種類())	
口房门 00元度	高さ	高さ m							
□水面の埋立て又は	□ţ	□埋立て □干拓							
干拓 	面積					m²			
	□ 3	建築物	勿について	建築物の高さ			m		
	行	5 照明	月	建築物	の延床面積	責		m¹	
□外観について行う		工作‡	勿について	工作物	の種類()
照明	行	5 照明	月	工作物	の高さ			m	
	照明	月方法	Է ()
景観形成のため特に 配慮した事項									

備考

- 1 添付書類
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
 - エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50以上)
 - オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、物件の堆積又は水面の埋立て・干拓
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
 - エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- (3) 外観について行う照明
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
 - エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
 - オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- ※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
- 2 提出部数

正1部 副1部 写し1部とする。

(表)

(新規・変更)

		行	為の通知	書				
						年	月	日
福岡県知事 殿								
			通知	∣者				
			住	所				
			<u></u> 1	体名				
			-					
			雷	話番号	루			
景観法第16条第:	5項の規定に	より、関係			- のとおり通知します。			
景観計画の名称					景観計画			
	地名·地番		市・郡		町・村		番均	ħ.
 行為の場所		景域の別		の景域・軸・景観	は・軸・景観形成重点地区			
11荷の物の	地域の別							
		特定基準						
		の別						
□建築物の建築等 □工作物の建設等								
	□開発行為				目的			
	□土地の形	質の変更						
行為の種類	□木竹の植栽又は伐採							
	□物件の堆積							
	□水面の埋立て又は干拓							
	□外観につ	いて行う照	明					
年の 期間	着手予定	年	月	日				
行為の期間 	完了予定	年	月	日				
他法令の許可等								
本軍の担合	変更箇所							
変更の場合	変更内容							
※受付年月日	※処理欄	•			※協議の年月日			

(注 1) 該当の□内にチェックしてください。 (注 2) ※欄には記入しないでください。

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法									
	用道	金()
	·	新築 様替	□増築 □色彩の3	□ 改築 変更	□移転	□撤去	□外観る	見を変更する修繕・	
□建築物				通知	印部分	既存	部分		計
	規	延月	下面積		m [*]		m [*]		m [*]
	模	全位	基見付面積		m [*]		m [*]		m [*]
		高さ	<u>z</u>		m		m		m
	種类	頁又に	は用途()
□工作物	·	新設 様替	□増築 □色彩の変		□移転	□撤去	□外観る	を変更す	ける修繕・
		į	高さ	通失	部分	既存	部分		計
			m		m		m		m
□開発行為	開発面積					m²			
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他())
	開多	開発面積 m ^d							
□木竹の植栽又は伐	□植栽 □伐採								
採	面和	面積 m ^²							
□物件の堆積	物件	物件の種類()
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	高高	高さ m							
□水面の埋立て又は	□埋立て □干拓								
干拓 	面積					m²			
	□ 3	建築物	勿について	建築物	の高さ			m	
	行	う照り	月	建築物	の延床面積	責		m ^²	
□外観について行う		工作‡	勿について	工作物	の種類()
照明	行	う照り	月	工作物	の高さ			m	
	照明	明方法	Ł ()
景観形成のため特に 配慮した事項									

備考

- 1 添付書類
- (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以 上)
 - エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50以上)
 - オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、物件の堆積又は水面の埋立て・干拓
 - ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
 - エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- (3) 外観について行う照明
 - ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
 - イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
 - ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
 - エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
 - オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック
- ※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
- 2 提出部数

正1部 副1部 写し1部とする。

(受付番号	
(文刊留写	

届出者	住所:
	氏名:
連絡者	住所:
(代理届出を行う場合)	氏名:

	配慮事項	記載 シート	
景域名	の景域・	特定基準への該当	あり・なし
泉坳石	景観形成重点地区	付足を生べの該当	89 - GC

①建築物・工作物

項目		配慮・措置の内容		
		一般基準に関して	特定基準に関して	※審査欄
配置				
形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和			
	圧迫感の軽減			
	連続性への配慮			
	設備類			
	色彩			
外構・総	录化等			

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容	ン字本問 □	
- 現日	一般基準に関して	特定基準に関して	※審査欄
周辺への配慮			
造成等			
既存樹木・樹林等の保全			
緑化			
土石類の採取			
物件の堆積			

③外観照明·屋外照明

15日	配慮・措置の内容	ツ京本押	
項目	一般基準に関して	特定基準に関して	※審査欄
照度の抑制			
点滅照明			
照明器具			

(備考) 1. 配置・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。

2. ※欄は記入しないでください。

(受付番号:

)

【山と谷筋の景域】			~建築物・工作物に関する基準~			
ì	適用基準		_	般基準		特定基準
景域・みちの軸		山と名	ら筋の景域		みちの軸	
建築物・ 工作物	配置		□周辺の環境や地形 する。 □棚田や谷筋沿いの			
	形態・ 意匠・	周辺との調和	配置とする。 口棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。			
	色彩	圧迫感の軽減				
		連続性への配慮				□建築物・工作物の道路からの見え方や通 りとしての連続性に留意し、奇抜なもの は避け、周囲の景観と調和した形態・意 匠とする。
		設備類				
		色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。			
	外構·緑化等 環境色彩基準 (建築物)		□自然の植生に配慮した緑化に努めると共 に、敷地境界部では、できる限り多くの 樹木・花壇による植栽を施す。			
			□外壁基調色 色相 7.5R~2.5Y 無彩色(N) 上記以外の色相 □屋根色	明度 7.5以下 7.5以下 7.5以下	彩度 4.0以下 — 2.0以下	
			色相 2.5GY~7.5BG 無彩色(N) 上記以外の色相	明度 7.5以下 7.5以下 5.0以下	彩度 4.0以下 — 2.0以下	
	環境色		□ 色相 全て	明度 7.5 以下	彩度 4.0 以下	

(受付番号:

)

【山と	谷筋の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・みちの軸		山と谷筋の景域	みちの軸	
開発行為・土地	周辺への配慮	□自然環境、植生、貴重な動植物の生態系 に配慮する。		
の形質の 変更等	周辺環境			
XXV	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、 長大なものは避け、圧迫感のないように 配慮する。やむを得ず長大となる場合に は、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	口谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、で きる限り保全する。		
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明・	屋外照明	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要 最小限の明るさとする。 □点滅照明は設置しない。 □派手な照明器具は設置しない。		

【田園と海の景域】			~建築物・工作物に関する基準~			
j	適用基準		— f	般基準		特定基準
景均	或・みちの	軸	田園と	海の景域		みちの軸
建築物・ 工作物			建造物や社寺林、 とする。	□地域で古くから親しまれている歴史的な 建造物や社寺林、松林等に配慮した配置 とする。 □周囲との連続性に配慮した配置とする。		
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	口農漁村集落では馬 う、形態意匠をエ	夫する。		
	巴杉	圧迫感の軽減	□大規模な建築物等 ることは避け、欠 与える圧迫感の動 る。	節化するな	など、周囲に	
連続性への配慮						口建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
			□建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。 やむを得ず設置する場合は目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。			
		色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。			
	外構·緑化等 環境色彩基準 (建築物) 環境色彩基準 (工作物)		口自然の植生に配慮した緑化に努めるとと もに、前面道路との境界ではできるだけ 多くの樹木や花壇による植栽を施す。			
			□外壁基調色 色相 	明度	彩度	
			有彩色 無彩色 (N) □屋根色 色相 有彩色 無彩色 (N)	明度 7.5以下	4.0 以下 - 彩度 4.0 以下	
			無彩色(N) □ 色相 全て	明度 一	彩度 4.0 以下	

【田園	と海の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
適用基準		一般基準	特定基準	
景均	域・みちの軸	田園と海の景域	みちの軸	
開発行	周辺への配慮			
為・土地	周辺環境			
の形質の変更等	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、 長大なものは避け、圧迫感のないように 配慮する。やむを得ず長大となる場合に は、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、 できる限り維持・保全する。		
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明・	屋外照明	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要 最小限の明るさとする。 □点滅照明は設置しない。 □派手な照明器具は設置しない。		

	商業市 景域】	街地の	~建築物・工作物に関する基準~				
j	適用基準		- :	般基準		特定基準	
景均	景域・みちの軸		住宅・商業	美市街地の景	号域	みちの軸	
建 築 物・ 工作物	配置		□周囲との連続性に る。	□周囲との連続性に配慮した配置に努め る。			
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	□住居系市街地では、周囲のまちなみから 突出する奇抜なものは避ける。 □商業系市街地では、周辺の建物との連続 性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和 した形態・意匠に配慮する。				
		圧迫感の軽減	□大規模な建築物等ることは避け、欠 ることは避け、欠 与える圧迫感の! る。) 節化するな	など、周囲に		
		連続性 への 配慮				口建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。	
		設備類	□建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。 やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。				
		色彩	□周囲の景観に調和 彩基準に適合させ □色彩を組み合わせ ある配色に配慮す	tる。 せる場合には			
	外構·緑化等 環境色彩基準 (建築物)		□道路との境界部に 際にはブロック場 ものとし、できる ンスに努める。 頃 場合には、道路頃 くの樹木や花壇に	解は避け、関 る限り生け返 回・さく等を 意界部に、で	開放性のある 国や緑化フェ を設置しない できるだけ多		
			□外壁基調色 色相 有彩色 無彩色(N) □屋根色 色相 有彩色 無彩色(N)	明度 ————————————————————————————————————	彩度 6.0以下 — 彩度 4.0以下		
	環境色彩基準 (工作物)		□ 色相 全て	明度	彩度 4.0 以下		

	商業市街地の 景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~	
i	適用基 準	一般基準	特定基準
景均	域・みちの軸	住宅・商業市街地の景域	みちの軸
開発行為・土地	周辺への配慮		
の形質の 変更等	造成等 既存樹木・樹林 等の保全		
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
外観照明・屋外照明			

【工業市街地の景域】			~建築物・工作物			勿に関する基準~
適用基準			·般基準		特定基準	
景均	或・みちの	軸	工業市	街地の景域		みちの軸
建 築 物・ 工作物	配置		口ゆとりある空間を 物・工作物等の位			
	形態・ 意匠・	周辺と の調和				
	色彩	圧迫感 の軽減	□大規模な建築物等 感の軽減に努めた			
		連続性への配慮				□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
		設備類				
		色彩	口周囲に調和する6 に適合させる。	色彩とし、耳	景境色彩基準	
	外構·緑化等		□開放的な緑化空間を形成するよう、敷地 境界部は出来る限り樹木、花壇による植 栽を施す。			
	環境色彩基準 (建築物)		□外壁基調色 色相 有彩色	明度	彩度 6.0 以下	
			無彩色(N) □屋根色			
			色相 有彩色 無彩色(N)	明度 — —	彩度 4.0 以下 —	
	環境色彩基準 (工作物)		□ 色相 全て	明度	彩度 4.0 以下	

【工業市	「街地の景域】	~開発行為等・外観照明に関する基準~		
適用基準		一般基準	特定基準	
景均	域・みちの軸	工業市街地の景域	みちの軸	
開発行	周辺への配慮			
為·土地	周辺環境			
の形質の	造成等			
変更等	既存樹木・樹林 等の保全			
	緑化		□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。	
外観照明·屋外照明				

【景観形成重点地区】		~建築物・工作物に関する基準~				
適用基準		景観形成重点地区の基準				
対象地区		北九州空港周辺景観形成重点地区				
建築物・工作物	建築物等の 配置・高さ	 □建築物等は広がりが感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。 □建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりが感じられるような高さとなるように努める。 □建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 □建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。 □自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。 				
	建築設備等					
	緑化等	□敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いが感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。□駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。				
	環境色彩基準	□外壁基調色				
	(建築物)	色相	明度	彩度		
		有彩色	_	6.0以下		
		無彩色(N)	_	_		
		□屋根色			1	
		<u>色相</u>	明度	彩度		
		有彩色	_	4.0以下		
		無彩色(N)				
	環境色彩基準					
	(工作物)	色相	明度	彩度		
		全て	_	4.0 以下		

【屋外広告物】					
適用基準	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する				
迎用 <u>基华</u>	行為の制限に関する事項				
対象地区	北九州空港周辺景観形成重点地区				
誘導基準	□自己の用に供するもの以外は、掲出しないよう努める。 □広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するように努める。 □広告物の面積、高さは、北部九州の玄関□にふさわしく、必要最小限になるように努める。				

【屋外』	広告物】					
適用基準		屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する				
		行為の制限に関する事項				
対象地区		北九州空港周辺景観形成重点地区				
自己の用に供するものの基準 (屋上広告物、壁面広告物、 地上に設置する広告物等のす べてに適用)		□ a 1 敷地における表示面積の合計が100㎡以下とする。 □ b 彩度6を超える色彩を使用できる面積は、表示面積の1/3以下とする。 また、地色については周辺環境や建築物等と類似・融和するものとする。 □ c 地上に設置する広告物等については、1 敷地の概ね1辺当たり1物件とする。 □ d 動光、点滅照明その他これらに類するものは、表示又は設置しないこと。 □ e 蛍光色及び反射効果のあるものは、表示又は設置しないこと。 □ f 電光表示装置等を用いて映像を映し出すものは、設置しないこと。 □ g その他まちなみ景観を阻害すると考えられるものは、表示又は設置しないこと。 □ h aからgまでに掲げるもののほか、次の表(以下の段)に掲げるもの。				
屋上広告物	表示	□禁止				
	又は設置					
壁面広告物	表示面積	口表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下。				
	(1面)	(表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は25㎡以下。)				
		□建築物の壁面の彩度が6を超える部分については、広告物の面積として算入する。 (垂直投影面積が500 ㎡を超えるものについては、垂直投影面の1/10 以下とする) □屋根のみの建築物において表示面積が5 ㎡以内のものについては上記のかぎりでない。				
地上に設置	高さ	□10m以下。				
する広告物	la) C					
等	表示面積	口10 ㎡以下。				
ग	(1面)	(表示面積の1/3を超えて彩度6を超える色彩を使用する場合は5㎡以下。) □高さ5m未満のものについては、表示面積を1面3㎡以下とする。 □円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、2面あるものとする。				

京築広域景観計画全般に関するお問い合わせ

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

 ${\rm TEL}: 092\!-\!643\!-\!3712 \quad / \quad {\rm FAX}: 092\!-\!643\!-\!3716$

E-mail: toshi@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dll/keichiku-keikan.html